

第4章 教育内容・方法・成果

(3) 教育方法

1. 現状の説明

(1) 教育方法および学習指導は適切か。

〈1〉大学全体

a. 学部・研究科の教育目標を達成するための授業の形態について

学部においては、語学・演習科目や外国語・実習科目の学習時間・単位数の定義を大学設置基準に則り、学則に定めている(資料4(3)-1 第13条、第14条)。また学部の教育目標を達成するため、各学部等の設置科目は、種々の授業形態(講義、演習、実験、実習等)をとっており、学則別表に定めている(資料4(3)-1 別表第1)。学年暦は総合企画会議にて原案を提案した後、評議会において審議、決定している(資料4(3)-2、資料4(3)-3)。

大学院においては、授業科目別の学習時間・単位数の定義を大学院設置基準に則り、各研究科規則に定めており、大学院の学年暦は学部の学年暦に準じて設定し、少人数の講義・演習科目、および研究指導によって構成されている(資料4(3)-4 第7条)。大学院においては、履修単位の上限定は行っていない。毎年研究科ごとに新生、在学生に向け履修指導を行っている。その際に、履修科目の決定に際しては、事前に指導教員と相談する履修指導を行っている。

また、全研究科の修士課程、および食品薬品総合科学研究科博士後期課程、薬学研究科博士課程において、職業を有している等の事情により標準修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修し修了することを希望する場合に、その計画的な履修を認める制度として長期履修制度を導入しており、社会人の学習に配慮した教育方法を取り入れている。特に、総合リハビリテーション学研究科、薬学研究科においては、授業科目を平日5、6時限目や土曜日に開講しており、社会人を多く受け入れる体制を確立している(資料4(3)-5 総合リハビリテーション学研究科、薬学研究科)。

学部、研究科ともに各授業科目の教育内容や授業形態は、履修の手引・大学院履修要項及びシラバスに記載し、学生・教職員に周知している(資料4(3)-6、資料4(3)-7)。特にシラバスは大学ポータルシステムである「学内情報サービス」のシラバス検索機能は誰でも検索できるように設定しており、広く世間に公表している(資料4(3)-8)。

また単位の実質化を図る観点から、各授業科目の授業は10週、又は15週にわたる期間を確保するとともに、休講した授業に対しては補講の実施を徹底するよう教員に促している。それとともに休講に対する補講率を教務委員会で報告し、学部長等に対しては教員毎の補講の実施状況を通知している(資料4(3)-9、資料4(3)-10)。

教育方法の特長として、共通教育科目や社会科学系学部専門教育科目においては、配当学科指定・年次指定・クラス分けを行い、多人数教育を避ける努力をしている。

教育の質保証の面では、「全学教育推進機構」のもと、「教育開発センター」が中心となり「全学に関わる教育システムの開発、支援や提案」、「全学的な教育の評価方法の開発、支援、実施」、「全学的なFD活動の企画、支援や実施」を行っている。ここでは、副学長(教育担当)を委員長として全学部長と全研究科長等を委員とする「教育開発センター委

第4章 教育内容・方法・成果

(3) 教育方法

員会」を設置し、「学部FD部会」と「大学院FD部会」が設置され、組織的に全学レベルの教育カリキュラムの検証を行い、効果的な学習・教育活動の推進を図っている。

学生の主体的な学習を支援することを目指して、授業等でグループ討議、グループワークができるよう可動式机・椅子を配置し、またネットワークを通じてグループ内で共同作業したり、グループ間で資料を共有することが可能なモニター一体型表示システムを整備した（全演習室）。

教育内容及び授業内容において、海外語学研修を充実させているほか、法学部・経済学部・人文学部・経営学部という学部を超えた学部横断型のカリキュラムとして、「学際教育機構」による「防災・社会貢献ユニット」と「スポーツマネジメントユニット」が運用されてきたが、現代社会学部社会防災学科設置に伴い、「スポーツマネジメントユニット」の1ユニットだけになった（資料4（3）-11）。このユニットは2016年度より、専門性を強化した、「スポーツサイエンス・ユニット」として再構築される。また、グローバル・コミュニケーション学部を除く全学部を対象とした神戸学院カレッジを設置する等、国際的に通用する人材を育成するための多様なプログラムを用意している（資料4（3）-12）。さらに初年次よりゼミナール教育や少人数教育を重視するとともに、共通教育科目の英語科目においては習熟度別のクラス編成を実施するなど学生ひとりひとりに応じた教育を展開している。またアクティブ・ラーニングやリスニングルームの設備を充実される等、学部・研究科の多様な学習ニーズに応じた適切な教育方法、授業形態を採用している。

b. 各授業科目における教育方法について

教育課程の編成は教務センター所長を議長とする教務委員会で審議した後、評議会で決定している（資料4（3）-9）。

また大学全体の学士課程教育及び大学院教育の構築及び推進は全学部長を委員とする教育開発センター委員会で決定している（資料4（3）-13）。

共通教育センター、学際教育機構を含めすべての学部・研究科のカリキュラム・ポリシーは、履修の手引等に記載しており、各学部はそれらに基づき各授業科目において、講義、演習、実習、特別研究等を体系的に配置し適切な教育方法を行っている（資料4（3）-6、資料4（3）-7）。

c. 授業における学生の主体的参加や主体的な学びを促す方法について

すべての文系学部では初年次から専門教育科目に演習科目を開講することはもちろん、「共通教育科目」でもリベラルアーツ科目群の人文科学、社会科学、健康科学、地域学の各分野に演習科目を開講、様々な学部の学生が、少人数クラスでのディスカッションを行う機会が設けられている（資料4（3）-14）。

また、行政や地域と連携して、与えられた課題について、学生が主体的に試行錯誤しながら、実践的に課題を探究していく力をつけることができる学びの機会（PBL-プロジェクト・ベースド・ラーニング）を数多く設けている（例、現代社会学部が兵庫県神河町と連携した「神河プロジェクト 2015」、神戸市と連携した「KOB E” にさんがろく” PROJECT」や「大学生が創るKOB Eの未来に向けた政策提案コンテスト」等）（資料4（3）-15 p.138、資料4（3）-16 p.5）。

文部科学省支援事業に採択された「ポーアイ4大学による連携事業～安全・安心・健康のための総合プログラムを軸として～（神戸学院大学、神戸女子大学、兵庫医療大学、神

第4章 教育内容・方法・成果

(3) 教育方法

戸女子短期大学)」や「TKK3大学連携プロジェクト「防災・減災・ボランティアを中心とした社会貢献教育の展開（東北福祉大学、工学院大学、神戸学院大学）」の2つの支援事業を出発点とし、大学の枠を越え、学生消防団活動・ディベート大会や総合防災訓練のほか被災地ボランティア活動を実施するなど、学生の主体的な学びを促すさまざまなプログラムを展開している（資料4（3）-16 p.6）。

設備面ではKPC・KACの両キャンパスにおいてアクティブ・ラーニング対応教室を設け、主体的に学習できる環境を整えている。

d. 学士課程における1年間に履修登録できる単位数の上限について

法学部・経済学部・経営学部・人文学部・現代社会学部・グローバル・コミュニケーション学部・総合リハビリテーション学部社会リハビリテーション学科の生活福祉デザインコースでは1年間に履修登録できる単位数を50単位未満に設定している（資料4（3）-17、資料4（3）-6 p.88）。また、経済学部・経営学部所属の編入学生に対しては、1年間に履修登録できる単位数が50単位を超えて設定されている（資料4（3）-18 p.52、資料4（3）-19 p.45）。

e. 学士課程における履修指導、学習指導や学習状況の把握について

新入生に対しては、4月1週目のオリエンテーション期間に履修指導を実施している。その期間中、全学部は2日間に分けて履修指導を実施し、1日目は履修の手引の総説に当たる箇所の説明をし、2日目は新入生自身に時間割を作成させる等より具体的な作業をさせることで高校と大学のギャップをなくす工夫をしている。加えて、新入生が大学生活に早く馴染めるよう、上級年次生による「新入生なんでも案内」をする等、大学一丸となって取り組んでいる（資料4（3）-20 p.6、資料4（3）-21）。

在学生に対しては、3月末に各学部学年単位で履修指導日を1日設定して実施しており、教職課程の学生に対しは別途開催日を設けている（資料4（3）-22）。

学生への学習指導においては、各学期に全学部で履修の手引をもとに各学部教務委員および事務職員が履修ガイダンスを実施し、適切な履修登録を指導している。このことにより、学生へのミスマッチを防いでいる。また、履修登録は履修登録期間とは別に、履修登録確認・訂正日を設けている。また学年初めに履修相談期間を設け、各学部、共通教育センターの教員が学生個別に履修相談に応じている（資料4（3）-20 p.14-16）。

加えて、学生ひとりひとりに指導する教員（指導教員）を配置し、その指導教員は学生の履修登録及び成績状況を「学内情報サービス」でいつでも確認ができ、適切な学修指導に役立てている。

オフィスアワーは全専任教員に対して必ず設けるよう依頼しており、学生に対しては履修の手引に記載または掲示板に掲出することで周知している（資料4（3）-6、資料4（3）-23）。

学部ごとに成績不振者基準が設けられ（各学部履修の手引）、年度末の成績発表後にはこの基準に満たない学生や留年が確定した学生に対し、指導教員の指導を受けることを連絡するとともに、指導教員に対しても該当する学生への指導を学部を通じて依頼している。、そしてその記録は保存され、在学期間中の指導資料としている。各学生の学習状況については、学内情報サービス（ポータルシステム）を通じて、指導教員が担当学生の成績や学籍情報を閲覧することが可能であり、履修指導等の様々な学生指導場面で利用されている。

第4章 教育内容・方法・成果

(3) 教育方法

f. 修士課程・博士課程における研究指導計画に基づく研究指導等について

大学院学生に対して、各研究科は大学院履修要項や研究科ホームページ等を通じて、論文作成や研究指導の方法や年間スケジュールを明示している（資料4（3）-7）。

〈2〉法学部

a. 学部・研究科の教育目標を達成するための授業の形態について

本学部の教育方法・学習指導は、講義形式と演習形式の2種類の形態より成立している。講義形式では、いわゆる板書、講義の概要をまとめたプリントの配布、パワーポイント等によるスライドの上映といった方法を用いて、授業を行っている。講義形式の科目では、学生の理解の度合いを確認するとともに、その後の講義の内容・講義の方法に参考とするために、小テストや中間テストを行う場合もある。こうした単一のスタイル・方法にとどまらない多様性が、本学部の講義形式の科目の特徴といえる。また、履修必修の科目等、履修登録者が多い科目については、同一科目を複数クラスで開講することで、1クラスあたりの受講生の数が適正規模となるようにしている（資料4（3）-24）。

演習形式では、特定のテーマについて関心を持つ者どうしがグループを作り（あるいは単独で）、資料を収集し、そこで得られた知識をもとに報告・議論することを通じて、知識を知恵へ昇華するというスタイルがとられている。また、こうした演習形式での科目は、知識の知恵への昇華と同時に、報告の準備・報告の方法・報告のための資料等の作成の方法・議論の進め方といった、学生のみならず社会人として必要となる技術・能力の涵養も目的としている。こうした教育方法・学習指導の説明及び学生が注意すべき点については毎年1年次生に配付される冊子にて明らかにしており、大学入学後間もない時期であっても学生がこうした点を認識できるようになっている（資料4（3）-25 p. 9-12 および p. 15-16）。

b. 各授業科目における教育方法について

講義形式の科目においては、学生にわかりやすく内容を伝えること及び一定の水準の講義を提供することで学生の学修に資することを念頭に置いて各教員が講義に臨んでいる。また、教員による講義にとどまらず、学生に対して実際に裁判の傍聴を促すことや、平均すると一ヶ月に一回以上、法学部の講義のいずれかにおいて各種講演会を開催し、学生が多様な現代の問題に興味関心を抱けるようにしている（資料4（3）-26）。そして、学生に対しても受講態度や講義の聴き方について、1年次生に配付される冊子で説明をしている（資料4（3）-25 p. 9-12 および p. 15-16）。

演習形式の科目においては、学生が自ら選択した分野についてより専門的な内容に踏み込んだテーマや課題を設定し、学生の学修の深化を促すことを念頭に置いて、各教員が演習に臨んでいる。演習においても講義形式と同様の頻度で講演会が開催されるとともに、教員が希望者を引率して刑務所、少年院、大阪証券取引所等の見学を行っている（資料4（3）-27、資料4（3）-28）。

c. 授業における学生の主体的参加や主体的な学びを促す方法について

講義形式の科目においては、教員が学生に問いかけをし、講義室内を歩いて回り、学生に意見を述べてもらうなど、ただ教員の講義を聴くだけでなく、学生が自ら考える機会を設けている。

演習形式の科目においては、そもそも学生自らが学びたいテーマに基づき演習担当教員

第4章 教育内容・方法・成果

(3) 教育方法

を選択した上で、自ら関心のあるテーマを調べ、その結果をグループ単位で発表し、その報告をもとにしたグループディスカッションを行っている(資料4(3)-29 p. 8-10)。加えて、模擬裁判を行うことも、主体的参加や主体的学びを促す方法としていくつかのゼミで採用されている。また、演習によっては、各種施設の見学や合宿、ゼミどうしでの法律討論会(ここでいう法律討論会は、以下のように行われる。まず、討論会に参加するゼミナール・団体は所属する学生のうちから「討論代表者」を3人以内で選ぶ。この討論代表者は、当日、事前に公表されている問題に対する自身の意見(立論)を述べるとともに他団体の代表者及び参加する他の学生と質疑応答を行う。そして複数の審査委員が立論及び質疑応答の内容を審査し、評価する。この法律討論会は議論等を通じて民法をより具体的、自発的に学生に学ぶ機会を与えるものということができる。等、ゼミの運営について学生が主体的に関わり、単なる学修にとどまらない主体的な学びを実践する機会としている(資料4(3)-30 p. 2-3)。

講演会においては必ず最後に質疑応答の時間を設けてもらうように講演者に要請するとともに、司会をする教員もこの点に注意してタイムマネジメントを行っている。

d. 学士課程における1年間に履修登録できる単位数の上限について

法律学・政治学の段階的な学修を可能とし、卒業に必要な単位を計画的に修得していくために、全学年において、1年間に履修登録可能な単位数を48単位に設定している。この年間48単位を前期24単位、後期24単位に分割し、通年科目は単位数を前期と後期で2分割して計算することとしている(資料4(3)-17、資料4(3)-31 p. 57、p. 93)。

e. 学士課程における履修指導、学習指導や学習状況の把握について

全法学部生に配付する冊子で、本学部全教員のオフィスアワーを明示し、すべての教員を訪問することが可能であることを伝えている(資料4(3)-31 p. 110)。

演習形式の科目においては、各演習の担当教員が当該演習を履修する学生の指導教員となり、演習の曜日・時限に限らず、学生に対する履修指導や学習指導を行っている。学生の状況は、学内情報サービス(スチューデントプロフィール)において把握可能である。そこでは指導教員が、指導する学生個人ごとに、それまでの学修成績や現在履修登録していく科目等のデータの確認ができ、それより学生個人ごとの状況に対応した履修指導や学習指導を可能にしている。また、このデータに基づき学生本人や保護者からの相談にも対応している。なお、成績不振者については、学部としての基準を設定し、指導を行っている(資料4(3)-32)。

加えて、各年度初めには教員による履修指導(履修相談)の時間も設けており、学生は誰でも相談を求めることができる(資料4(3)-33)。

〈3〉経済学部

a. 学部・研究科の教育目標を達成するための授業の形態について

経済学部の教育方法・学習指導は、講義形式と演習形式の2種類の形態から成り立っている。講義形式では、いわゆる板書、講義の概要をまとめたプリントの配布、パワーポイント等によるスライドの上映といった方法を用いて、授業を行っている。また、学生の理解の度合いを小テストや中間テストの形式で確認するとともに、レポートなどにより、知識の深化、柔軟な思考力、表現力を育成する。また、きめ細かい指導が必要な科目の場合、履修人数の制限、履修年次限定で開講することで、1クラスあたりの受講生の数が適正規

第4章 教育内容・方法・成果

(3) 教育方法

模となるようにしている(資料4(3)-18 p.55)。

これに並んで、より専門に特化して、経済の深い研究が可能となるように、「演習Ⅰ」、「演習Ⅱ」、「演習Ⅲ」、「演習Ⅳ」、「卒業論文指導」などの演習が設置されている。これらの「演習」においては、少人数授業に基づいて、主体的にテーマを設定し、その特定のテーマのもとで、資料を収集し、分析し、そこで得られた知識をもとにグループワークを通じて、より高いレベルの知識を獲得するというスタイルがとられている。「演習」を通じた学びのスタイルは、社会人として必要となる技術・能力の涵養も目的としている。

経済学部で学生が身につけるべき学びの基本や経済学学修において注意すべき点については毎年1年次生に「入門演習」時に経済学部オリジナルテキストを配布し、徹底している(資料4(3)-34)。

b. 各授業科目における教育方法について

専門科目の授業については、難解な概念や複雑な問題への理解を容易にするように、学生の学修への意欲を引き出すように各教員が講義に臨んでいる。また、教員による講義にとどまらず、外部の講師を招いて、講演会を開催し、新たな視点で問題を見つめられるようにし、多様な現代的問題に興味関心を抱けるようにしている(資料4(3)-35)。演習形式の科目においては、学生が自ら選択した分野についてより専門的な内容に踏み込んだテーマや課題を設定し、学生の学修の深化を促すことを念頭に置いて、各教員が演習に臨んでいる。演習においても講義形式と同様に、外部の講師を招いて講演会を開催し、その講師とのディスカッションを通じ、専門的知識の深化と柔軟な思考力、表現力を身につけられるようにしている(資料4(3)-36)。

c. 授業における学生の主体的参加や主体的な学びを促す方法について

「演習」において討論形式や学生の主体的な参加や学びを促すアクティブラーニング型の学びが導入されている(資料4(3)-37、資料4(3)-38～資料4(3)-40)。

d. 学士課程における1年間に履修登録できる単位数の上限について

1年次から4年次まで全ての学年において、1年間の履修上限は48単位となっている。

e. 学士課程における履修指導、学習指導や学習状況の把握について

毎年、4月と9月の時点で、教務委員会を中心に履修指導が行われている。経済学部では、独自の学習管理のためのプログラムがある(資料4(3)-18 p.59)。1つ目は数値基準を導入しており、学年ごとに標準修得単位数を設定し、その修得単位数に応じて4つのゾーン(上位よりA、B、C、D)に分類される。2つ目が自己学習管理システムの導入である。学期ごとに、主体的に学習プランと到達目標を明確にした「学習シート」を学生に提出させる(資料4(3)-41)。この学習シートが指導教員や教務事務室に履修相談を受けるベースになる。さらに成績不振者(C、Dゾーンに属するかGPA<1)の学生は、指導教員から履修指導を受ける対象となる。履修上の疑問や授業の疑問については、オフィスアワーを利用して質問ができるようになっている(資料4(3)-18 p.60)。

〈4〉経営学部

a. 学部・研究科の教育目標を達成するための授業の形態について

経営学部では現代の社会の動きを中心に学習をさせている(資料4(3)-19 「経営学部で学ぶにあたって」のページに記載)。本学部の教育方法・学習指導は、講義形式と演習形式の2種類の形態より成立している(資料4(3)-19 p.1およびp.44-49)。講義形

第4章 教育内容・方法・成果

(3) 教育方法

式では板書、講義の概要をまとめたプリントの配布、パワーポイント等によるスライドの上映、商品などの現物を投影するといった方法を用い、授業を行っている。また、学生たちの理解度を確認するために、講義内において小テストや中間レポートなどの提出を行う場合もある。そして、これらの結果をその後の講義内容や方法に反映する場合もある。学部においては、このように授業内における工夫によって、学習内容の理解度を向上する努力をしている。履修において選択必修科目（コア科目と呼ぶ）など、多くの学生が履修を見込まれる科目に関しては、同一科目を複数クラスで開講している。また学籍番号にて分割するなどの配慮をし、1つの科目（1つの授業）に対して適切な人数で履修ができるしくみになっている。次に、演習形態では、特定のテーマについて関心を持つ学生が集い、グループあるいは単独でテーマについて研究する。演習においては、専門的な知識を学び、それを実践する術についても多くの事例から学ぶ。たとえば、報告の準備のための資料収集・文献検索、報告の方法（パワーポイントの作成・レジュメ作成など）、議論の進め方というような社会に出てからも必要な能力の基本を学ぶこともできる。さらに、フィールドワークや店舗見学などの活動を取り入れて、より実践的な取り組みを行う演習クラスもある。これらのゼミ選択においては、基礎演習については1年次に毎年、配布される冊子が参考になる（資料4（3）-42 p. 1-33）。演習については2年次に毎年、配布される冊子が参考になる（資料4（3）-43 p. 1-34）。

b. 各授業科目における教育方法について

経営学部の教育課程の編成・実施方に基づき各授業科目においては次のとおりである。講義形式の科目においては、パワーポイントの活用やプリント配布などにより、学生の理解が深まる努力を各している。また授業内で適宜質疑応答をする授業もある。演習形式については、学生たちが各自の研究をしたいテーマに基づいて教員を選択している（資料4（3）-42 p. 1-33、資料4（3）-43 p. 1-34）。その中で、演習担当教員と共に、自らのテーマについて調べ、発表し、まとめるという手順をとる。グループディスカッションあるいはプレゼン形式での報告を求めたりはするが、いずれにしても、成果を出した後には指導をうけて考察を深めている。適切な教育方法の例として、情報処理実習室や多目的ホール等の学内施設も活用されている。特に経営学部においては演習科目でも、情報処理実習室を積極的に活用している。授業内容にそぐう教育方法がとれるように、情報処理実習室や演習室などは、各教員の希望を取り入れて、教室の配当を決定している。

c. 授業における学生の主体的参加や主体的な学びを促す方法について

講義形式においても、挙手を求めたり、列ごとに回答を求めたりすることによって、学生たちの理解度を確認しながら授業をすすめている。また、経営学部では初年度前期から演習形式で少人数クラス（入門演習）が実施される。この授業の13回目と14回目には、合同ゼミを開催し、プレゼン・リサーチ大会を実施している。この大会にむけて、学生たちはグループを組んで、各グループ内でテーマを決め、そしてそのテーマについてリサーチとディスカッションを実施する。このように積極的にテーマを選定し、発表まで準備をする。また、3年次からの演習においてもアクティブ・ラーニングを取り入れたクラスでは、学生たちにグループを組ませて、プレゼンのために各グループがテーマを選定して発表をしている。これらのプレゼンは学内だけではなく、たとえば神戸新聞社主催のMラボへの参加、神戸市主催のにさんがろくプロジェクトへの参加、また学生を学会に加入させ

第4章 教育内容・方法・成果

(3) 教育方法

た後に学会への参加を促し、学部生部間での口頭発表を実施することに発展している。また、学内においてもブックストアとのコラボにより、本の選定、ディスプレイなど実践的な学びの場を活用している（資料4（3）-44）。

d. 学士課程における1年間に履修登録できる単位数の上限について

経営学部では、2016年4月以降は1年次から4年次のすべての学年において、履修登録できる単位数の上限は50単位未満とした。具体的には、1年次から4年次まですべて上限が48単位である。1年次は前期においても後期においても、共通教育科目12単位、専門教育科目12単位が上限であるので、合計48単位が上限となる。2年次以上は共通教育科目と専門教育科目を合計した単位数に対して履修制限を設けている（資料4（3）-19 p.32）。

e. 学士課程における履修指導、学習指導や学習状況の把握について

経営学部では新入生に対しては履修に関する事項について、全体説明会を開催している。この全体説明会以外にも、この4月の第1週目の期間は、教員が2名1組で午前、午後に分かれて会議室などを相談ルームとして活用し、順次個別に学生に履修指導をしている。また、他の学年に対しても毎年、4月の1週目を履修指導の期間として設けており、常時2名の教員が相談ルームに配置されている。後期がはじまる9月においても、すべての学年を対象とした履修説明会を開催している。特に、履修登録については神戸学院大学学生支援センターが毎年発行している「Campus2016/4/1」の新入生に対する特集ページにも、「履修登録について」として説明がなされている（資料4（3）-20）。オフィスアワーに関しては教員の研究室での指導になる。前期と後期にそれぞれの教員が時間を定めて、必ず週に1回以上はオフィスアワーの時間を確保している。おおむね授業と授業の間の時間を活用されることが多いので、90分の時間をオフィスアワーにあてることが多い。

〈5〉人文学部

a. 学部・研究科の教育目標を達成するための授業の形態について

人文学部においては、人文学科、人間心理学科それぞれにおいて、講義・実習・演習という3つの形態の授業を開講している。講義科目においては、さまざまな分野の講義を通して、人間の心理、行動および文化に関する専門知識を総合的、体系的に学修する。実習科目においては、さまざまな分野の体験を通して専門知識獲得のための知的好奇心を引き出すことを目指すとともに、論理的な分析を通して問題解決へと導くための技能を学修する。演習科目においては、少人数（20人以下）で自発的な研究・発表・討議などを行い、自らが設定した課題や問題点を論理的な考察や分析をとおして解決・解明へと導くことをめざす。

b. 各授業科目における教育方法について

人文学部では、1年次から4年次卒業まで少人数（20人以下）の演習科目を履修必修として設定し、きめ細かい指導を行っている。これらを順次的に履修することにより、卒業研究・卒業論文の作成に向けての能力を身につけられるようにしている。人文学科は、ゼミは移動式机が利用できる教室で、自由討論できる形態をとっており、選書ツアーなどの学外でのフィールドワークも取り入れている（資料4（3）-45）。人間心理学科では、各学年で学修できる実習科目、専門講義科目についても厳格に順次的に展開しており、専門知識の獲得と応用力を段階的に獲得させるため、各課程について相応しい教育内容を展開

第4章 教育内容・方法・成果

(3) 教育方法

している(資料4(3)-46 p.96-97、資料4(3)-47 p.34)。

c. 授業における学生の主体的参加や主体的な学びを促す方法について

人文学部では、発足当初より卒業論文を必修化しており、学生は4年間にわたるゼミを通して、全員が卒業研究・論文を個別かつ能動的に作成している。各教員がそれぞれの授業においてアクティブ・ラーニングによる授業運営方法を確立し、学生の自発的能動的な学習活動を活性化させて、教育効果を高め、ディプロマ・ポリシーに掲げる諸能力を形成できるよう援助することを目標としている。具体例として、人間心理学科では3年次生の専門実習では学外での様々な見学実習や、上述の子育てサロンまなびへの参加も求められている。また、学生が主体の卒業研究・論文発表会を開催することで、研究意欲を高めるきっかけをつくり、卒業研究・論文発表会に下級年次生の参加をうながすことによって、卒業研究・論文の学術的基準を示すことができている(資料4(3)-48)。

人文学部では、学生が自主的・能動的・主体的に学修を進めるための環境整備とその機会を数多く提供している。たとえば、14号館の3階と5階にフリースペースを設けている。学生は、学期中は平日午前7時から午後9時までは自由にこのスペースを利用して自主学習が可能で、年度当初に新入生向けのランチョンセミナーも開催され、学生間の相互交流促進にも役立てられている(資料4(3)-46 校舎配置図 p.31)。また、教育・研究委員会などを通して、様々な資格・検定試験のための自主的な勉強会を支援する具体的方策を検討する。

d. 学士課程における1年間に履修登録できる単位数の上限について

人文学部では両学科とも、各学期において履修できる単位数の上限を前・後期とも24単位以内に定めている(資料4(3)-46 p.9、p.183)。

e. 学士課程における履修指導、学習指導や学習状況の把握について

年2回学期開始前に履修指導が行われる(資料4(3)-46 2016年度行事予定表)。4年間の一貫した少人数の演習科目を用意し、実質的なクラスの指導担任制度を設定し、教員への学生からのアプローチを容易にするように努めている。さらに全教員が週に一度のオフィスアワーを設け、学生の研究室への訪問を促し、授業および学習に関する疑問や相談に応じている(資料4(3)-46 p.20)。また、人間心理学科においては、4名の実習助手が実習授業の補助を通して学習を支援し、学習状況の把握や生活上の相談などについて細やかな個別対応を行っている(資料4(3)-47 p.127-133)。

〈6〉現代社会学部

a. 学部・研究科の教育目標を達成するための授業の形態について

現代社会学部における授業においては、現代社会学、社会防災学科ともに、講義、演習、実習の3種類を効果的に配置し、いずれも課題解決型もしくはPBLの手法を多く取り入れつつ、学生による主体的な学びを促進することを目指している(資料4(3)-49)。

「講義」では、専門的知識を学生に与えるとともに、単に一方的な知識の伝授にとどまらず、課題を提示しながら、学生が自分で考え意見をまとめる能力を身に付けさせることを企図している。そのために、授業のなかで教員が学生に質問をしたり、練習問題を解かせたりするほか、授業の最後にまとめや意見を書かせたりするなどの方法をとっている。また、授業の内容についても、単にテキストの解説にとどまらず、可能な限り事例をあげながら、日常の生活にその内容がいかに関与しているか、また如何に適用できるかを理

解させることに注力している。加えて、パソコンやプロジェクターを使用したり、映像を活用したり、模型や実物を学生に提示したりすることで、学生の興味と理解を深める工夫をする(資料4(3)-50)。

「演習」では、学生たちが講義などで得た知識をもとに教員が与えたテーマ、あるいは学生が授業などを参考に独自で設定したテーマにそって調査、研究し、発表、討論、検証することのできる能力を養うことを目指し、取り組んでいる。具体的には、PDCAサイクルを回すことに注力し、より質の高いプロジェクトを実施し、その成果は、ポートフォリオとして保存し、新たなプロジェクトの参考になるようにし、年度を超えて継続的で発展的な授業を目指している(資料4(3)-50)。

「実習」では、講義などで得た知識をもとに、具体的な課題に関するフィールド調査を、企業や行政、地域NPO団体などとの連携により進めている。学生の自主性をおおいに尊重するが、ただそれにまかせるだけでなく、教員がその調査方法について、詳細に説明し指導するなかで種々の調査を進めている。一例として、現代社会学科で中心となる演習と関連付けられる現代社会基礎実習では、大学所在地としての観光都市神戸のガイドブックに紹介された観光スポットを実際にフィールドワークし、魅力ある街づくりへの提言を行う展開も実施している(資料4(3)-50)。

特に、社会防災学科では、講義などで得た知識をもとに、実際に社会貢献や防災、社会環境に関わる活動を行ったり、現場や現地に赴いて実習を行ったりしている。単に学生の自主性にまかせるだけでなく、教員や指導者がその方法や安全性の確保について、詳細に説明し指導するなかで種々の活動を進めている。

b. 各授業科目における教育方法について

現代社会の多面的な諸課題を理解し、分析できるようになるために、講義や、演習の授業において、シングルマザー・子育て支援といったNPO組織から、食品産業、メディア関連、防災・行政等から外部講師を招き、現場で起きている問題点とその解決に向けた営みを学ぶ機会を取り入れている(資料4(3)-49)。

一例として、「アメリカ社会研究」の講義では、現代社会の問題意識と研究意欲、さらに将来への社会貢献への意欲を抱かせることを狙う広告業界からの講師を招き、広告分野におけるアメリカと日本の比較を学ぶとともに、学生の身近なSNS活用における問題点をも理解する(資料4(3)-50 アメリカ社会研究)。

夏休みを中心にして、地域社会に目を向け、その中にあるさまざまな問題を多角的に考え、問題を解決する力を育成することを目指して、非営利団体や公共的団体が組織する活動に参加する「ボランティア・インターンシップ」を専門基礎科目として提供している。さらに、専門科目として本学が開拓した企業や行政機関、あるいはNPOを中心として、2週間程度の「インターンシップ」を提供している(資料4(3)-51、資料4(3)-52)。

c. 授業における学生の主体的参加や主体的な学びを促す方法について

ゼミや実習授業ではグループワークを多く取り入れ、また学外でプレゼンテーションをする機会も多く提供し、学生が主体的にリーダーシップを発揮し、協調性やコミュニケーション能力を高めながら知識や技能を伸ばすことができるよう工夫している。また現代社会学科では卒業論文が必修となっているため、各学生がみずから研究課題を設定して卒業研究に取り組むことができるように3年次から指導している。さらに、学生の主体性を育

第4章 教育内容・方法・成果

(3) 教育方法

成するためにボランティア活動や企業でのインターンシップを単位として認めている（資料4（3）-53 p.40-41）。

社会防災学科では実習の授業として、特に「社会貢献実習Ⅰ～Ⅲ」、「防災実習」、救急処置実習」等をカリキュラムとして設定し、社会貢献や防災対策の在り方を学ぶと共に、訪問先の事前学習の後、学外の施設や団体を訪問し、関係者から話を聴くと共にディスカッションを行い実際の生の現場を体験することにより学びの主体性を促進している（資料4（3）-53 p.42-43）。また「救急処置実習」では消防機関の協力を得て、学生がそのスキルを身につけることはもちろんであるが、普通救命講習の指導員への機会も設定し、多くの学生が指導員の資格を取得し、学外のボランティアとして様々なイベントで活動している（資料4（3）-54）。

d. 学士課程における1年間に履修登録できる単位数の上限について

1年次から4年次まで共通教育科目と専門教育科目を合計して、前期は24単位、後期は24単位を履修登録できる単位数の上限として設定している（資料4（3）-53 p.44）。履修登録はパソコンを用いて行うこととしているが、上限を超えて登録することができないシステムとなっている。

e. 学士課程における履修指導、学習指導や学習状況の把握について

履修指導に関しては、前期および後期の履修登録が始まる前に学年ごとの履修説明会を開催し、重要な点について説明している。また現代社会学部では「指導教員制度」を設けており、指導教員が責任をもって学習状況を把握し履修指導する体制をとっている。指導教員制度を設けているので、一人一人の学習状況を把握することができている。指導教員はウェブのシステム（学内情報サービス：スチューデントプロフィール）で担当学生の時間割や成績を確認することができる。留年や休学等でゼミナールに所属していない学生についても指導教員を決めている（資料4（3）-53 p.46）。現代社会学部の専任教員は、授業期間中に原則として研究室に滞在するオフィスアワーを設定している（資料4（3）-53 p.47）。学生は、指導教員であるか否かにかかわらず、履修に関する相談や、授業に関する質問等をこの時間帯に訪問して行うことができる。オフィスアワーの具体的な時間帯および場所については、セメスターごとに掲示している。

〈7〉グローバル・コミュニケーション学部

a. 学部・研究科の教育目標を達成するための授業の形態について

特に高度な外国語能力の獲得が学部の根幹をなすため、各コースの基礎外国語は徹底した実技授業の形態をとり、少人数教育が行われている。現地研修関連科目（第4～6セメスター）のうち第5セメスターでは、海外での学修あるいは実社会での社会体験を通じて、グローバル・コミュニケーションの重要性を体得させることになっており、これもいわば実技形態の科目となる。また、教員の専門性および学生の特性を最大限に活かすべく、演習科目および卒業研究科目も設置している。なお、これらの形態の授業とは別に、各コース講義科目や他学部関連科目などでは講義型の授業も提供されており、多彩な学びのスタイルが存在している。これらについては、グローバル・コミュニケーション学部履修の手引2016において学生に周知している（資料4（3）-55 p.22-65）。

b. 各授業科目における教育方法について

学部の根幹をなす各コース基礎外国語科目では少人数クラスにおいてアクティブ・ラー

第4章 教育内容・方法・成果

(3) 教育方法

ニングおよびグループ活動を通じた教育が行われている。特にその中でも英語（中国語、日本語）会話Ⅰ～Ⅳについては徹底したアクティブ・ラーニングとグループ活動が行われている。また、英語（中国語、日本語）表現Ⅰ～Ⅳなどでは個人ベースでの指導が行われるが、学生の抱える問題点のうち共通するものについてはクラス全員に問題点とソリューションを共有するようになっており、このためにはCALL教室の利用など最新のIT技術を活用している（資料4（3）-50 英語会話Ⅰ）。また、学部基礎科目であり本学部の全コースの学生を対象としたジェネリック・スキルトレーニングでは各コースの学生が混在する少人数クラスにおいて、協働作業を通じた授業を実施している（資料4（3）-50 ジェネリック・スキルトレーニングⅠ）。現地研修科目については第5セメスターに、専攻する目標言語が話される地域において実社会での生活を実際に経験し、言語の習得のみならずグローバル・コミュニケーションの重要性を体得させる。ここでは、現地での生活体験に即した体験型の学びが行われる。演習科目および卒業研究科目については、基本的に自ら設定した課題を解決する形を取る問題解決型、アクティブ・ラーニング型の授業となる。上記のような形態の授業とは別に、各コース講義科目や他学部関連科目などでは、必要に応じて講義型の授業も提供されている（資料4（3）-55 p.22-65）。

c. 授業における学生の主体的参加や主体的な学びを促す方法について

外国語、そしてコミュニケーションスキルを学ぶ上で、学習者の主体的参加、あるいは主体的な学びは必須である。たとえば各コースの基礎外国語科目では、受動的に授業を聞くのではなく、自ら意志をもちプランニングして発言する・書く・行動する、相手の反応に対して次の発話・返信・行動をプランニングして実行することが要求されることが多い。これら授業については、少人数クラスにおいてアクティブ・ラーニングおよびグループ活動を通じた教育が行われるようになっている（資料4（3）-50 英語会話Ⅰ）。学部基礎科目であり本学部の全コースの学生を対象としたジェネリック・スキルトレーニングでは、各コースの学生が混在する少人数クラスにおいて、協働作業を通じた「協調と他者への働きかけ」が強調される授業を実施している（資料4（3）-50 ジェネリック・スキルトレーニングⅠ）。また、演習科目および卒業研究科目については、基本的に学生自らが主体的に設定した課題を解決する形を取る問題解決型、アクティブ・ラーニング型の授業となるが、問題解決や成果発表の方法についても学生の主体的学びが促進されるよう授業が行われている（資料4（3）-50 英語専攻演習Ⅱ）。

d. 学士課程における1年間に履修登録できる単位数の上限について

神戸学院大学学科履修規則第4条第1項第6号において、グローバル・コミュニケーション学部グローバル・コミュニケーション学科については、各学期に履修可能な単位は24単位以内とすることが定められている（資料4（3）-17 第4条第1項第6号）。

e. 学士課程における履修指導、学習指導や学習状況の把握について

入門ゼミナール、各コースの基礎演習、専攻演習、卒業プロジェクトを担当する専任教員が、いわば担任教員として学生の履修指導にあたる。また、各コースでの授業について疑問・相談がある場合については、教員の研究室への訪問を促しており、オフィスアワーを利用して各コースでの学習、履修、あるいはセメスター留学などについてのきめ細やかな指導を行っている。なお、各セメスターの開始前には履修指導が行われる（資料4（3）-55 p.49）。

第4章 教育内容・方法・成果

(3) 教育方法

〈8〉総合リハビリテーション学部

a. 学部・研究科の教育目標を達成するための授業の形態について

医療リハビリテーション学科では、講義、演習、実習などを組み合わせ、知識レベルから実習レベルまでを学ぶことができるよう科目を配置している。入学時からクラス担任形式をとり、3年次にはゼミ形式やクラス担任形式をとることで、きめ細かい学習指導、生活指導が可能となるよう構成している。社会リハビリテーション学科においても、社会福祉士と精神保健福祉士の国家試験受験の指定条件に対応したカリキュラムを準備している。そして、2年次に各自のコースを選択する方式をとっており、1年次に各学生がどの方向に進みたいかを考える時間を与えている。それらをスムーズに進めるために、社会リハビリテーション学科においても少人数のゼミ方式をとり、進むべきコースに合わせた体験実習を行っている（資料4（3）-6 p.50、p.68、p.94-97）。

b. 各授業科目における教育方法について

カリキュラム・ポリシーに基づいて、体系的な講義編成および入門演習、専門演習、実習の構造的な積み上げ方式により、専門職者として実社会に役立つような教育方法をとっている。入門演習では、これまで、総合リハビリテーション学部の専門に関わってこなかった新入生を対象として、直接に専門の内容を学ぶ前に、保健・医療・福祉分野の一般的な知識と、それを活用する方法を学ぶ。専門演習では、座学で基礎を学んだあとに応用と他の専門科目とのつながりを学ぶ。それらを学んだあとに実習として、保健・医療・福祉分野に従事するものとしての知識・技術・態度などを実践を通じて深めるという方法をとっている（資料4（3）-6 p.50、p.68、p.94-97）。

c. 授業における学生の主体的参加や主体的な学びを促す方法について

初年度から少人数のゼミ方式およびクラス担任制をとることにより、学生の主体的な参加を促し、さらに、実習においても臨地実習や地域におけるサービスラーニングに積極的に取り組んでいる（資料4（3）-56）。

d. 学士課程における1年間に履修登録できる単位数の上限について

理学療法学科と作業療法学科では、国家試験受験資格を得るための規程の講義を行うために、ほぼすべての科目が必修となっていて、上限を定めなくとも一定以上の単位数を取得することが不可能であったことから、上限を定めていない。例として作業療法学科では、第1 Semesterでは、必修科目14単位、選択科目2単位、共通教育科目10単位以上を履修することとなっている。第2 Semesterでは必修科目14単位、選択科目3単位、共通教育科目4単位以上となっている。社会リハビリテーション学科においては、1年次と2年次前半まではコース制をとっておらず、生活福祉デザインコースでは2年次後半から定めている。1年次前期では必修科目20単位、選択科目はなし、1年次後期では必修科目10単位、選択科目は12単位から選択することとなっている（資料4（3）-57）。

e. 学士課程における履修指導、学習指導や学習状況の把握について

各ゼミ教員およびクラス担任が担当学生のスチューデントプロフィールを確認し、成績、履修状況を把握し、学年が進んだ段階で定期的な面接を行うほか、成績不振や学生生活に問題が生じた学生には、随時、面接を行い指導している（資料4（3）-58）。

〈9〉栄養学部

a. 学部・研究科の教育目標を達成するための授業の形態について

第4章 教育内容・方法・成果

(3) 教育方法

本学部の教育目標の達成のために、管理栄養学専攻、生命栄養学専攻ともに講義と実験・実習の3種類を有機的に組み合わせて配置している(資料4(3)-59 p.36-37 および p.50-55)。講義は、座学が中心となって行われ、実験・実習では、徹底した少人数形式の教育が行われている。学習指導は、レポート提出の形態や学生によるプレゼンテーション、毎回の授業の復習度合を見るミニテストなど多彩な形態で行われている。

b. 各授業科目における教育方法について

座学では、1学年(定員95名)を2クラス編成とし、通常の講義形式が通常である。実験・実習では、専門性が求められる管理栄養士養成のために、徹底した少人数制(40名程度)の教育を行っている。臨床検査技師養成では、理解を深めるために、実験室には複数台のモニターを設置し、視覚教材を用いた実験・実習も開講している。

c. 授業における学生の主体的参加や主体的な学びを促す方法について

レポート提出、学生のプレゼンテーション、ミニテストなどにより、学生の知識や技術の修得程度を把握しながら、教育を進めている。学外との連携授業や課外のボランティア活動が学びへの意欲につながり、主体的な学習の動機付けとなっている。

d. 学士課程における1年間に履修登録できる単位数の上限について

1年間に履修登録できる専門教育科目の単位数は20~33単位であり、共通教育科目を履修した場合でも1年間で50単位未満になるよう設定されている(資料4(3)-59 p.50-55)。

e. 学士課程における履修指導、学習指導や学習状況の把握について

3年次より、管理栄養士、臨床検査技師の国家試験に向けた模擬試験を実施することで、結果や成績の伸びから学習状況を把握し、個別の学習指導を行っている。また、模擬試験の成績が下位の学生を対象に理解力の向上を目指して補習授業を行っている。また、オフィスアワーを設定し、授業や履修など学生の質問や相談を受け付けている(資料4(3)-60、資料4(3)-61)。

〈10〉薬学部

a. 学部・研究科の教育目標を達成するための授業の形態について

薬学知識は主に講義で学び、技能・態度については演習や実習で修得する学習方法を取り入れている。専門教育科目のうち、基礎教育科目・A-G群科目・薬学複合科目群は講義形式で行う授業である。「演習実習I-IV」および「病院・薬局に行く前に」は、実験実習の形態で、また、「病院で学ぶ」、「薬局で学ぶ」は、長期実務実習として実施している(資料4(3)-62 p.14-17、p.60-66、p.96-112、p.192-209、p.351-365、p.419-420、p.421-424、p.477-481 およびp.530-531)。卒業論文作成にかかわる「卒業研究」は、配属された研究室で調査・研究活動を行っている(資料4(3)-62 p.532-533 および p.534-535)。これらのことは、シラバスに明記している。

b. 各授業科目における教育方法について

カリキュラム・ポリシーに基づいて、適切な教育を進めている。具体的には、1年次時には、薬学で学ぶ動機づけのために、入学直後に「早期体験学習」を実施している。薬学知識は主に授業により学習し、技能・態度については演習・実習で習得する学習方法を取り入れている。2-3年次の演習・実習では、授業で学習した知識の定着も目的としており、4年次の実習である「病院・薬局に行く前に」は、5年次実務実習である「病院で学ぶ」

第4章 教育内容・方法・成果

(3) 教育方法

と「薬局で学ぶ」に向けて基礎的技術や態度を習得できるように構築している。また、5-6年次の「総合薬学研究Ⅰ・Ⅱ」では卒業論文の作成を行っている（資料4（3）-62）。

専門教育科目の到達度の評価にはGrade Point Average（GPA）制度を導入しており、進級に必要な単位の修得に加えて、1-3年次の進級には一定水準以上のGPAを取得する必要がある。

科学的思考力の醸成に役立つ技能および態度を修得できるよう、1-3年次生に演習・実習を配当している。加えて、4-6年次では、配属研究室において卒業研究を行っている。

1-2年次には学問の基礎となる授業が多く配当されていることから、全ての授業において基礎と臨床の関係について触れることができているが、カリキュラムマップのように多くの授業で基礎と臨床の知見を相互に関連付けるよう心がけている。また、1年次において「薬学への招待」を受講することにより、薬の専門家としての薬剤師になるために求められる知識、技能、態度、加えて、医療、社会における薬学の役割、薬剤師の使命を学習しており、この授業を通して、薬学部で学習する授業と臨床との繋がりを意識させるようにしている。

c. 授業における学生の主体的参加や主体的な学びを促す方法について

演習実習では、与えられた課題に対してグループごとに調査・実験を行い、成果をプレゼンによる発表を行っている。発表に対する質疑応答も行い、学生の主体的な参加を促すように配慮している（資料4（3）-63）。

d. 学士課程における1年間に履修登録できる単位数の上限について

薬学部では、学年ごとに進級判定を行っており、各学年の専門教育科目を履修必修としているため、履修登録できる単位数の制限を設けていないが、2017年度からキャップ制を導入する。

e. 学士課程における履修指導、学習指導や学習状況の把握について

各学年の年度初めに、教務委員が履修指導を行っている。

1年次では、薬学で学ぶ動機づけのために、入学直後に「早期体験学習」を実施している（資料4（3）-62 p.67-69）。さらに1年次生には、ポートフォリオを作成させており、初年次担当教員が担当となって、個別指導をしている（資料4（3）-64）。

オフィスアワーは、すべての専門教育科目に設定されており、その時間および場所はシラバスに記載している（資料4（3）-62）。また、2、3年次の成績不振者については、担任が定期的にノートの点検を行うなど学習指導を行っている。

〈11〉 法学研究科

a. 学部・研究科の教育目標を達成するための授業の形態について

本研究科では、入学者選抜の段階で、学生一人ひとりについて、基本的知識・志望動機、問題領域、研究テーマなど十分に考慮、審査し、教員全員がこれらの情報を共有する。合格決定後は、指導教員となる予定の教員は、入学前であっても学生と接触をもち、必要に応じて実質的指導を行う場合もある。とりわけ、本学法学部から入学する学生の場合は、学士課程における指導教員を修士課程においても引き続き指導教員とする例がほとんどであり、学部教育から大学院教育への円滑な移行を可能としている。また、法学研究科規則で「特殊講義」、「特殊研究」及び「研究指導」の各内容を明示しており、大学院履修要項にも掲載して周知している（資料4（3）-65 第3条、第5条、第7条、資料4（3）-

第4章 教育内容・方法・成果

(3) 教育方法

7 p.23)。

授業の形態については、少人数のメリットを活かし基本的に演習形式であるが、各教員の裁量的判断に委ねている。

b. 各授業科目における教育方法について

入学直後の履修指導は、原則として全学生、全担当教員が出席して行われ、大学院での学修についての基本的な注意、一般的な履修指導、専任教員による授業内容・方法についての説明、履修希望者と授業科目担当者との相談などが行われる。授業開始後は、授業中での担当教員による指導、指導教員による研究指導、あるいはその他の教員による日常的教育指導が、学生それぞれの事情を十分に踏まえながら行われる。具体的な教育方法・学習指導方法としては、講義、演習、論文・レポート添削等が、その必要性に応じて実施されている。担当教員数に比して在籍学生数が少数であることから、少人数教育の利点を活かして学生の理解度をきめ細かく把握しつつ、個別的教育指導を行っている。また、「特殊講義」、「特殊研究」及び「研究指導」の各科目において、受講生の多様な進路・希望に配慮しつつ、適切な教育方法を採用している(資料4(3)-50)。

c. 授業における学生の主体的参加や主体的な学びを促す方法について

各科目とも、少人数教育という特長を活かし、学生自身による課題の発見・リサーチを中心とした授業運営を行っている。

d. 修士課程・博士課程における研究指導計画に基づく研究指導等について

修士課程の「特殊研究」、博士後期課程の「研究指導」において、各指導教員が入学時より学生の進路・希望を十分斟酌した上で具体的な教育方針を設定し、計画的に指導を行っている。研究指導の具体的方法としては、指導教員が修士、博士論文などの草稿を提出させ、それをチェックすることがある(資料4(3)-50)。

修士課程の学生は、1年次中に修士論文のテーマを決め、2年次には指導教員の承認のもと「修士論文題目届」を研究科長に提出する(資料4(3)-66 第3条、資料4(3)-7 p.29)。提出された題目は研究科委員会で報告され、これによって専任教員が各学生の研究状況を共有している。この手続を経て、指導教員は、修士論文の研究指導を行う。修士論文の提出後、研究科委員会において論文審査の主査、副査を決定し、査読と口頭試験によって審査が行われる。なお、口頭試験の際には、論文で不十分な点や今後の課題などについての指導も行われる(資料4(3)-66 第6条1項)。

2年間で修士論文を作成できず、課程を修了できなかった者に対する指導については、基本的には2年次の学生と同じであるが、すでに修了に必要な単位を修得している学生であっても、指導教員の授業科目に自由聴講者として出席させるなど、適宜指導を行っている。

博士後期課程においては、学生の研究の進捗状況をふまえつつ、適宜担当教員において適切な指導・論文執筆上のアドバイスをを行うことによって、論文執筆に向けたきめ細かい支援を行っている。

なお、以上に加え、適時の指導教員・担当教員との面談も学習指導の一環として実施されている。

〈12〉 経済学研究科

a. 学部・研究科の教育目標を達成するための授業の形態について

第4章 教育内容・方法・成果

(3) 教育方法

経済学研究科は「経済学および経営学に関する高度な専門知識と分析手法を修得し、広く社会に貢献できる有為な人材を養成という目標を達成するため、授業は特殊講義、特殊研究、演習、外国文献研究が設定されており、経済学研究科規則第3条、別表1、2に示している(資料4(3)-67)。

b. 各授業科目における教育方法について

学生は修士課程の経済学専攻と経営学専攻の教育課程にある分野の中で演習のある科目を定めることにより指導教員を決定し、その指導教員の指導により履修する科目を決定しているため、学生の適切な履修科目を設定することができる。修士論文作成などの研究指導は指導教員により行われている(資料4(3)-7 p.41)。

博士後期課程経済学専攻は、経済学分野と経営学分野があり、学生は分野から専攻科目を定めることにより、指導教員を決定している。学生は指導教員の指導により授業科目の選択と博士論文の作成などの実務的な能力の向上を図るための研究指導が行われている(資料4(3)-7 p.41)。

c. 授業における学生の主体的参加や主体的な学びを促す方法について

学生は、指導教員による適切な指導の下、自ら作成した「研究計画書」に基づいて主体的に研究に取り組むことが求められるほか、必要に応じて修士課程では「第2演習」を、博士後期課程では専攻科目以外の「特殊研究」を履修することが出来る。さらに、大学院の他の研究科や他大学大学院の授業を履修する機会も認められており、学生の主体的な学びを促す方法が採られている(資料4(3)-7 p.41)。

d. 修士課程・博士課程における研究指導計画に基づく研究指導等について

研究指導計画については、神戸学院大学大学院経済学研究科履修規程に明示しており、修士課程では修士の学位を申請しようとする年度の4月末日までに「研究計画書」を研究科長に提出することとしている(資料4(3)-7 p.41)。

博士後期課程では年度ごとの4月末日までに「研究計画書」を提出することとしており、この「研究計画書」を基に研究指導・学位論文作成指導が行われている(資料4(3)-7 p.42)。

〈13〉人間文化学研究科

a. 学部・研究科の教育目標を達成するための授業の形態について

人間文化学研究科の修士課程においては、人間行動論専攻、地域文化論専攻、心理学専攻のすべての専攻において、方法論、特殊講義、特論、演習、実習(心理学専攻のみ)が複数の教員によって担当されている。これらの科目はより専門化すると同時に、幅を持たせた学際的知識を提供している。特論、特殊講義、方法論を学習することにより、学問分野の系統性・体系性を習得させるとともに、さらに演習によって自己の研究を深め、修士論文の作成へと繋がるように指導している。また、全ての講座と系に提供されているワークショップ科目は、専門外の科目も履修できる体制として、学際性や学問分野の融合化を意図して科目を開設されている(資料4(3)-7 p.73-76)。

b. 各授業科目における教育方法について

人間文化学研究科の修士課程においては、人間行動論専攻、地域文化論専攻、心理学専攻のすべての専攻において、方法論、特殊講義、特論、演習、実習(心理学専攻のみ)が複数の教員によって担当されている(資料4(3)-7 p.73-76)。

第4章 教育内容・方法・成果

(3) 教育方法

c. 授業における学生の主体的参加や主体的な学びを促す方法について

神戸学院大学地域研究センターにおいて、神戸市や明石市といった大学近隣地域の特性に応じた研究活動に大学院生が参加している（資料4（3）-68）。

また、人間文化学研究科心理学専攻では、大学院生が参加する「子育てサロンまなびー」を神戸市との連携により行われている（資料4（3）-69）。

心理臨床カウンセリングセンターでは、地域の人々の心理相談に応じるとともに大学院生の臨床心理実習訓練を行っている（資料4（3）-70）。

d. 修士課程・博士課程における研究指導計画に基づく研究指導等について

修士課程では指導教員のシラバスに示された研究指導計画のもとに、大学院生は研究計画書を作成し、その計画に基づき演習の授業が展開されている。修士課程2年目には、修士論文中間報告会を経て、論文を提出する（資料4（3）-71）。修士論文の水準は、「学会誌、あるいはそれに準ずる雑誌等への投稿・掲載、または関連する専門学会での研究発表が可能な程度の内容を含み、形式等が整っていないと認められない。」としている。提出後には論文を主とした関連する諸問題についての口述試験（最終試験）が主査を含む3名の審査者で行われる（資料4（3）-7 p.60-66）。

博士後期課程においては、研究指導のもとに1年目に研究計画書（研究目標）、2年目に研究計画書（論文の構想）を提出する。提出後には論文を主とした関連する諸問題についての口述試験（最終試験）が課され、主査を含む1名を含む教員3名以上により審査が行われる。博士論文の水準は、学会誌、あるいはそれに準ずる雑誌への投稿・掲載された原著論文2編以上の内容を含むものでなければならないとしている（資料4（3）-7 p.60-65、p.67-68）。

〈14〉総合リハビリテーション学研究科

a. 学部・研究科の教育目標を達成するための授業の形態について

総合リハビリテーション学研究科の目的として(1)医療・福祉に関わる分野でリーダーとなる高度な専門職業人の育成、(2)大学、短期大学、及び専門学校等の養成機関での教育者の育成、(3)研究機関及び企業の研究所等での研究者の育成、大学・大学院での教育・研究者の育成、などを設定している。この目的を達成するために、コースワークとして特講、特論演習、実習、リサーチワークとして特別研究というように段階を踏んで学習、修得できるように構成している（資料4（3）-7 p.81-83、資料4（3）-72）。

b. 各授業科目における教育方法について

カリキュラム・ポリシーに基づいて、共通科目は、総合リハビリテーションに共通する広範な知識と関係職種との理解と連携及びリハビリテーションスタッフに必須な研究マインド、実践の場に必要とする指導力を発揮できる人材育成の基礎作りを行う。専門基礎科目は、専門科目の各領域の共通基盤として必須な科目を設定し、広い範囲の研究についての論文講読や、研究の解析に必要な統計学などを学修し、専門科目は、独創的な研究論文をまとめ上げるための先行文献研究、研究のアイデア、論理、思考、成果分析等の能力を高め、また、学際領域の研究法、専門領域教育者の育成の基盤づくりの科目を学修して、さらに学位論文を作成する。以上のように、各授業科目において、適切な教育方法をとっている（資料4（3）-7 p.81-83）。

c. 授業における学生の主体的参加や主体的な学びを促す方法について

第4章 教育内容・方法・成果

(3) 教育方法

学生の多くが社会人であり、ほとんどが臨床経験を持つことから、臨床経験から研究疑問をもち、入学してくる。また、臨床で働きながら社会人学生となることが多いことから、学生が勤務している臨床そのものが研究フィールドになることから、研究フィールドを学外に広く求めることが可能で、学生の主体的参加や主体的な学びを促している(資料4(3)-73)。

d. 修士課程・博士課程における研究指導計画に基づく研究指導等について

カリキュラム・ポリシーに基づいて、修学期間である2年間、あるいは、3年間に、どの時期にどのようなことを学修し、いつ頃から実験を開始し、データ解析の時期、考察の時期、論文着手の時期など、学修、研究にかかるロードマップを作成し、学生、指導教員に周知している。ここでは、講義履修計画を始めとして、研究計画の立案、倫理委員会等への申請、文献研究・実験研究の実施、研究のまとめと課題の抽出、論文作成などを、計画的に進めることができるよう表している。また、2017年度からは履修要項に掲載する予定である(資料4(3)-74)。

(15) 栄養学研究科

a. 学部・研究科の教育目標を達成するための授業の形態について

栄養学研究科では、主として「～特殊講義」「特別講義」といった講義科目のほか、「～研修」「栄養学演習」「栄養学研究」等の演習科目を中心に、プレゼンテーション能力とコミュニケーション能力の修得およびその強化と、幅広い視点から深く知識を得ることで研究能力を醸成することを目的とした授業を展開している(資料4(3)-7 p.98)。また、これらの授業は研究者教育および高度専門職業人養成のための出発点として位置づけられている。なお、栄養学研究科シラバスにおいて、授業科目ごとに、授業の目的、到達目標、授業のキーワード、授業の進め方、提出課題、テキスト、授業計画(第1回～15回までの内容)など細かく明示されている(資料4(3)-75)。なお、授業形態としては、少人数による講義・演習形式が中心となっている。

b. 各授業科目における教育方法について

栄養学研究科では、講義、演習、実験、研修をバランスよく組み合わせている。履修科目登録の上限設定は行っておらず、研修科目に関しては、職業人教育であり、研修先で資格が必要なので面接を行って履修者を決めている。教育方法については各教員が講義に演習を取り入れて工夫を行っており、さらに少人数教育であることから教員と学生の距離が近く、学習効率の高い教育が展開できていると考えられる(資料4(3)-7 p.98)。

c. 授業における学生の主体的参加や主体的な学びを促す方法について

プレゼンテーションを取り入れた講義展開が数多く行われており、学生の主体的参加や積極的な学びを促すとともに、研究活動に必要なプレゼンテーション能力やコミュニケーション能力を醸成する場として役立っている(資料4(3)-75)。

d. 修士課程・博士課程における研究指導計画に基づく研究指導等について

大学院履修要項の栄養学研究科規則第5条に基づき、栄養学研究について研究能力を養うとともに、それを応用する能力を養成するために、各指導教員が提示した研究指導計画を教授会で承認し、その計画に基づき指導を行っている(資料4(3)-76 議題(2)、資料4(3)-77)。また、修士課程修了予定者に対して、あらかじめ修士論文発表までの予定を知らせ、予定表に基づいて主査1名、副査2名により修士論文作成指導を行ってい

第4章 教育内容・方法・成果

(3) 教育方法

る(資料4(3)-78)。

〈16〉薬学研究科

a. 学部・研究科の教育目標を達成するための授業の形態について

授業の進め方は、授業の目的や授業計画などとともにシラバスに記載されている。また、新入生に対しては年度初めにガイダンスを行っている(資料4(3)-7 p.103、資料4(3)-50)。

授業は、通常の科目別の個人の教員による対面式の講義と質疑応答、研究科の教員が一同に介して、学生の研究成果について、発表されたものを討議し、指導する演習、個々の課題について少人数で議論するスモールグループディスカッション(SGD)等の形式で行われている。

b. 各授業科目における教育方法について

各授業は主に、担当教員による講義、調査に基づく学生のプレゼンテーション、討議で成り立っており、さらに適時、レポートの提出も求められる。いずれの場合もカリキュラム・ポリシーに基づいて、適切な教育方法をとっている(資料4(3)-7 p.102-103、資料4(3)-50)。

c. 授業における学生の主体的参加や主体的な学びを促す方法について

各授業では、それぞれの授業内容に関連したテーマを学生が主体的に選び、調査にもとづいて発表し、その後、他学生も含めて討議する形式を取り入れている(資料4(3)-7 p.102-103、資料4(3)-50)。

d. 修士課程・博士課程における研究指導計画に基づく研究指導等について

各学年に設定された薬学研究Ⅰ～Ⅳでは、各学年での研究指導計画を明確にして、研究立案・論文調査から研究遂行・博士論文作成まで、直接各研究室の指導教員が指導にあっている。したがって、研究指導の方法および個々の内容、年間スケジュールについては、各指導教員に任されている現状がある。また、その他の薬学研究科教員も、薬学演習Ⅰ～Ⅳでの発表・討議において、研究遂行のためのアドバイスを与えている。また、博士論文作成に当たっては、「薬学研究科博士学位取扱内規」を定めて、大学院履修要項に掲載し、学生に明示している(資料4(3)-7 p.106-108、資料4(3)-50)。

〈17〉食品薬品総合科学研究科

a. 学部・研究科の教育目標を達成するための授業の形態について

食品薬品総合科学研究科では「～特殊講義」「～特論」といった講義科目のほかに、「研究指導」「演習」などの科目を通して、修士課程などで身につけた知識、能力を基盤としてさらに学問を深く突きつめ、そして博士論文の作成を通して、独立して研究活動を遂行する能力を修得することを目標としている。授業形態は、少人数制の講義・演習形式が主であるが、科目によってはアクティブ・ラーニングなどを取り入れた問題解決型の授業も展開されている。なお、食品薬品総合科学研究科シラバスにおいて、科目ごとに、授業の目的、到達目標、授業のキーワード、授業の進め方、提出課題、テキスト、授業計画(第1回～15回までの内容)など細かく明示されている(資料4(3)-7 p.118、資料4(3)-79)。

b. 各授業科目における教育方法について

教育目標の達成に向けた授業形態は各教員に委ねられており、学生の主体的参加を促す

第4章 教育内容・方法・成果

(3) 教育方法

授業方法も各教員の工夫に任されている。履修科目登録の上限設定はないが、大半の学生は所定の単位数を取得し、残る時間は研究活動に費やしている。学位取得の判断基準として学会に受理公表された学術報文の内容と数が大きな比重を占めるため、研究指導計画に基づく研究指導・学位論文作成指導は、学生と教員双方にとり重要な点となっている（資料4（3）-7 p.116）。

c. 授業における学生の主体的参加や主体的な学びを促す方法について

プレゼンテーションを取り入れた講義展開が、「栄養教育学特殊講義」「調理学特殊講義」など数多く行われており、学生の主体的参加や積極的な学びを促すとともに、研究活動に必要なプレゼンテーション能力やコミュニケーション能力を醸成する場として役立っている。また、アクティブ・ラーニングを取り入れている講義もあり、積極的な学びを促す工夫が図られている（資料4（3）-79）。

d. 修士課程・博士課程における研究指導計画に基づく研究指導等について

指導教員が、課題の選定、実験方法、本学以外の施設の利用、他機関との共同研究などを含む研究指導計画に基づき研究および博士論文作成の指導することになっている（資料4（3）-7 p.116、第5条）。研究指導計画書を各指導教員から学生に渡すことになっているが、2015年度、2016年度ともに食品薬品総合科学研究科における課程博士の学生がいないため、計画書の提示は実施されていない。また、論文博士の学位論文審査に関しては、主査1名、副査3名によって論文作成指導を受けることになっており、手順フロー・チャートとして示されている（資料4（3）-80）。

(2) シラバスに基づいて授業が展開されているか。

〈1〉大学全体

a. 統一した書式によるシラバスと公表について

共通教育科目・専門教育科目等、学部生に開講されている科目においては、全学部統一様式のシラバスにて履修登録時期までに作成し、学生、教職員に周知し、学外者へも公開している。シラバスの記載項目は教育開発センター委員会で検討し、教務委員会を通じて各教員へシラバス作成依頼を行っている。その際、シラバス作成マニュアルを配布し、シラバス作成方針を全教員への周知徹底を図っている。掲載項目として、「授業の目的」「到達目標」「授業のすすめ方」「成績評価方法・基準」「授業計画」の6つを必須入力とし、「授業のキーワード」「履修するにあたって」「授業時間外に必要な学修」「テキスト」他の項目も設けている。

シラバスの作成方法については、教育開発センターが作成するシラバス作成マニュアルに項目毎に書き方を例示し、大学として統一した書き方・表現となるように努めているとともに、ウェブ登録のシステムを採用しており、必須項目を入力しないと登録できないようになっている（資料4（3）-81）。

大学院科目においても、年度初めにホームページ上でシラバスを学生、教職員、学外者への公表をしている。シラバスの様式においても「授業の目的」「到達目標」「授業のすすめ方」「成績評価方法・基準」「授業計画」を必須項目としている学部と同じ様式・システムを採用している（資料4（3）-8）。

学生からは、各科目の内容を事前に確認し、半期ないし通年の履修計画を立てることが

第4章 教育内容・方法・成果

(3) 教育方法

できる。シラバスは科目名称、曜日時限、教員名、キーワード、科目授業種別などの項目で検索することが可能である。さらに、年度初めの履修指導の際に、各科目の概要および科目相互の関連性について説明を行っている。

以上のように、大学として、統一した書式によるシラバスの作成を行い、公表を行っているので、本項については各学部・研究科でも現状の説明を行うのではなく、大学全体として記載を行った。

b. シラバス自体とそれに基づく授業の展開の適切性に関する検証と改善について

共通教育科目・専門教育科目等、学部学生に開講されている科目においては、各学部・センターのカリキュラム・ポリシーに基づいたシラバスの記載内容の検証方法を2014年度開催の教務委員会にて教務センターより各学部・センターに対して、2015年度中にシラバスチェック体制を構築するように依頼した。2015年度中に全学部・センターで明確な責任体制を構築された(資料4(3)-3、資料4(3)-82)。各責任体制のもと、第三者によるチェックを行い、不完全な内容のシラバスは、各責任者名でシラバス作成教員に修正を依頼することとした。

授業内容がシラバスの内容と合致しているかは、授業改善アンケートの設問項目として設定している。

2014年度より共通教育センターを設置し、ここに専任教員を配置して共通教育に関しての責任を持たせることで、独立した全学的組織として運営を開始した(資料4(3)-83)。

また大学院科目においても、学部学生に開講されている科目同様にシラバスチェック体制を構築するように2015年度開催の大学院委員会で依頼した。

〈2〉法学部

b. シラバス自体とそれに基づく授業の展開の適切性に関する検証と改善について

シラバスの内容の精緻化については、本学部の教員間において共通認識が形成されており、教員はこれを念頭に、実際のシラバスの作成に臨んでいる。

シラバスの内容については、当該シラバスを作成した教員以外の教員が、その内容が適切かどうかをチェックする、いわゆるシラバスの第三者チェックを学部長の責任において行っている、このシラバスの第三者チェックは、次年度のシラバスが学生に向けて公開される以前に行われ、そこで指摘された事項がすぐに次年度のシラバスに反映できるようなスケジュールとなっている(資料4(3)-84)。

また、シラバスに基づいた授業が展開されているかについては、学生による授業改善アンケートでこの点についての質問が準備されている。その結果(2015年度後期)によれば、法学部全体で4.24点(5点満点)という評価がされており、おおむねシラバスに基づいて適切に授業が行われているといえることができる(資料4(3)-85)。

〈3〉経済学部

b. シラバス自体とそれに基づく授業の展開の適切性に関する検証と改善について

シラバスの内容の検証は、全学で統一した形、すなわちシラバスの第三者チェックを学部長の責任において行っている。教務委員によるシラバスチェックを行い、このシラバスの第三者チェックは、次年度のシラバスが学生に向けて公開される以前に行われ、そこで指摘された事項がすぐに次年度のシラバスに反映できるようなスケジュールとなっている(資料4(3)-86)。授業改善アンケートの実施を通じて、シラバス通りの授業が行われ

第4章 教育内容・方法・成果

(3) 教育方法

ているかチェックしている。その結果（2015年度後期）によれば、経済学部全体で1.24点（2点満点）という評価がなされており、おおむねシラバスに基づいて適切に授業が行われているということが出来る（資料4（3）-85）。

〈4〉経営学部

b. シラバス自体とそれに基づく授業の展開の適切性に関する検証と改善について

共通教育科目・専門教育科目等、学部生に開講されている科目においては、各学部・センターのカリキュラム・ポリシーに基づいたシラバスの記載内容の検証方法を2014年度開催の教務委員会にて教務センターより各学部・センターに対して、2015年度中にシラバスチェック体制を構築するように依頼し、2015年度中に全学部・センターで明確な責任体制を構築した全学の決定をうけて、経営学部においてもこれに従った。よって、専任教員、非常勤講師共にこの方針に従い、シラバス作成時の書き方などについての第三者のチェックとして学部の教務委員2名がこれにあたっている。よって、不完全な内容については教務委員の方から修正の依頼を行い、再提出されたものについても再度、教務委員がチェックをする。授業内容がシラバスと一致しているか否かについては各授業内で実施される学生を対象とした授業改善アンケートの質問項目として設置している。この項目に関する学生たちの回答によって、その期に実施された授業内容とシラバスに記載された内容が一致するか否かをみる事が可能である。なお、シラバスチェックに対する責任の所在は経営学部においては教務委員の2名になるが、今年度は1名だけの修正指摘であった（資料4（3）-87）。なお修正依頼などの手続きの際には、評議員、学部長の指示をあおぐケースもある。

〈5〉人文学部

b. シラバス自体とそれに基づく授業の展開の適切性に関する検証と改善について

シラバスに基づき授業が展開されているかについては、上記の授業改善アンケートにより検証を行い、シラバスに基づいた授業を展開しているかという項目に対する学生の個々の質問や意見に対しては、担当教員が回答するような体制をとり、結果を公表している（資料4（3）-88）。また、両学科とも各領域代表および教務委員が中心となり、各シラバスの曖昧な記述や成績評価基準などについてチェック体制を整えており、シラバスは整備されている。

〈6〉現代社会学部

b. シラバス自体とそれに基づく授業の展開の適切性に関する検証と改善について

シラバス作成に関しては、教務委員の責任のもと、シラバス第三者チェックを行っている（資料4（3）-89）。シラバス第三者チェックは、現代社会学部の教員が集まり、神戸学院大学シラバス作成マニュアルにもとづき、グループに分かれシラバスを相互点検し、修正すべき点を指摘している（資料4（3）-81）。2016年度の作成の際は、到達目標が学生の視点に立った記述となっているか、授業計画および内容が回ごとに適切に記載されているか、評価方法が具体的に記載されているかを中心に検討した。第三者チェック後に、各教員はシラバスを加筆修正した。非常勤講師のシラバスに関しても、同様のチェック・修正を行っている。

また、学生の授業改善アンケートにも「授業がシラバスに即した内容で行われているか」を尋ねる質問項目があり、学生の視点からシラバスと授業を検証している（資料4（3）

第4章 教育内容・方法・成果

(3) 教育方法

-88)。各教員はアンケート結果にリプライしたうえで、授業の改善に役立てている。

〈7〉グローバル・コミュニケーション学部

b. シラバス自体とそれに基づく授業の展開の適切性に関する検証と改善について

シラバスに基づき授業が展開されているかについては、授業改善アンケートを実施することにより検証を行っている。アンケートには、シラバスに基づいた授業を展開しているかという項目も含まれ、学生の質問や意見に対しては、担当教員が回答するようなシステムを整えている。シラバス執筆にあたっては、学部で作成されたシラバスのチェックシートに基づき、ピアレビューの形でシラバスの点検が行われ、その点検結果による修正を行った上で完成版シラバスが作成される（資料4（3）-90）。

〈8〉総合リハビリテーション学部

b. シラバス自体とそれに基づく授業の展開の適切性に関する検証と改善について

学部長を責任者とし、学部長と教務委員がシラバスをチェックする体制を整え、また、毎年、シラバスのチェック方法を教務委員会で検証するPDCAサイクルを機能させるシステムを整備している（資料4（3）-82、資料4（3）-86）。

〈9〉栄養学部

b. シラバス自体とそれに基づく授業の展開の適切性に関する検証と改善について

シラバスは科目担当教員により作成されるが、教務委員がチェック後公開される（資料4（3）-50）。シラバスやあらかじめ示されたテキスト通りの講義や実習、実験がなされたかどうかは、授業改善アンケートによって学生が評価し確認している（資料4（3）-88）。授業改善アンケート後は、報告書が作成され、各教員は閲覧でき、次年度以降の授業に反映している。

〈10〉薬学部

b. シラバス自体とそれに基づく授業の展開の適切性に関する検証と改善について

シラバスに基づいた授業を展開するように個々の教員が最大限に努力しているが、定期的でかつ客観的な検証も必要である。検証する責任体制としては、常設の教育改善委員会がその役割を果たすが、これまでカリキュラム改定や成績不振者対策を講じることに専念していたため、この点については十分に検証できていない状況である。今後は、「授業評価アンケート」の回答結果を参考にしながら定期的に検証する予定である。

〈11〉法学研究科

b. シラバス自体とそれに基づく授業の展開の適切性に関する検証と改善について

シラバスの記載内容については、全学のチェック体制を前提として、第三者チェックとしては法学研究科内において教務委員が検証し、さらに研究科長も再検証する形で二重チェックを行い、不十分な記載内容等が存した場合には、該当教員に連絡し、記述の改善を依頼する等の方法により、改善につなげている（資料4（3）-91）。

〈12〉経済学研究科

b. シラバス自体とそれに基づく授業の展開の適切性に関する検証と改善について

シラバスは、学生が授業科目を選択する際の重要な情報として考えて作成し学内情報システムにより公表しており、シラバスに基づいて授業が展開されているが、適切なシラバス作成が徹底されるよう、研究科長の責任のもと研究科教務委員により担当教員への周知徹底が図られるとともに、記載内容の検証が行われている（資料4（3）-92）。

第4章 教育内容・方法・成果

(3) 教育方法

〈13〉人間文化科学研究科

b. シラバス自体とそれに基づく授業の展開の適切性に関する検証と改善について

シラバスに基づいた授業を展開する責任主体は人間文化科学研究科委員会である。前期・後期各1回実施される授業評価アンケートを通して、シラバスに基づいた授業の実際を尋ねる項目を立てて検証し、集計結果を研究科委員会に報告を行い、改善が必要な点に関しては研究科委員会で審議の上で決定を行っている(資料4(3)-93、資料4(3)-94 報告事項(3))。

〈14〉総合リハビリテーション学研究科

b. シラバス自体とそれに基づく授業の展開の適切性に関する検証と改善について

シラバス作成に当たっては、研究科教務委員と研究科長による第三者チェックを実施し、シラバスの質を高めると同時に、授業記録の提出を義務付け、教務委員会で確認し、次年度のシラバスの改善につなげている(資料4(3)-95)。

〈15〉栄養学研究科

b. シラバス自体とそれに基づく授業の展開の適切性に関する検証と改善について

それぞれの講義のシラバスおよび講義内容に関しての検証は、講義担当者および栄養学研究科教務委員によって適宜行われ、シラバスの内容の追加・変更が行われている(資料4(3)-75)。また、栄養教諭専修免許状に関する科目については、文部科学省によるシラバスの審査を受け、その通りに授業が行われている(資料4(3)-7 p.100)。

〈16〉薬学研究科

b. シラバス自体とそれに基づく授業の展開の適切性に関する検証と改善について

企画委員会および薬学研究科委員会で、学生に対するアンケートも含め、シラバスの検証を行っていく予定である。

〈17〉食品薬品総合科学研究科

b. シラバス自体とそれに基づく授業の展開の適切性に関する検証と改善について

各科目の担当教員へのシラバス作成依頼時に入力項目・入力方法を周知して、精粗がないよう依頼を行うとともに、研究科委員会にて持続的なシラバスの点検を行ううえで、各科目の内容と学習達成内容を具体的に明記するように指示している。それをもとに食品薬品総合科学研究科委員会にてシラバスのチェックが行われ、2016年度には担当教員および内容の一部改正が行われ、ホームページに新しいシラバスが掲載されている(資料4(3)-79)。

(3) 成績評価と単位認定は適切に行われているか。

〈1〉大学全体

a. 単位制度の趣旨に沿った単位の設定と成績評価、単位認定について

各学部・研究科は、カリキュラム・ポリシーの編成・実施方針に基づき、授業形態に沿って単位を設定、事前学習を含めた学習を促し、単位の実質化に努めている。講義・演習系科目や、語学・実習系科目の単位計算の基準については、毎年4月に全学生に配布する各学部「履修の手引」に掲載・公表しており、この基準に沿って適切に単位認定を行っている。

本学では、学年を半期に分けており、半期毎に成績評価を認定しており、履修登録した

第4章 教育内容・方法・成果

(3) 教育方法

科目は、筆記又は口述による試験等によって修了の認定を行い（学則第19条第1項）、一方学部においては2012年度入学生より成績評価は全学的に秀（S）、優（A）、良（B）、可（C）を合格、不可（D）を不合格とする表示方法としている（資料4（3）-1 第19条第5項）。また、2016年度より、S、A、B、C、Dの各評価に対し、4、3、2、1、0のG P（grade point）を与えるG P A制度を採用し、Web成績表等に表示している（薬学部においては、2006年度入学生よりG P A制度を採り入れ、進級の判定に用いている）（資料4（3）-96）。

全ての学部において、発表された成績評価に疑問がある学生は、原則としてその科目の成績発表の日より7日の期間内であれば、前もって科目担当者より指示された方法にて、学生が直接、あるいは教務センターを仲介して、担当教員へ問い合わせることができ、その手順を各学部「履修の手引」に明記している（資料4（3）-6）。

b. 既修得単位の認定について

他大学等で修得した単位は、学部においては学則第19条第3項により60単位を超えない範囲で単位認定を行っている。本学の単位認定の方法は単位一括認定と個別認定の2種類があり、学部に応じた単位認定方法となっている。本学の単位として個別に認定する際は、成績証明書、シラバス等に基づき申請し、各学部の教授会で承認された上で、単位を認定している（資料4（3）-1）。

研究科においては、大学院学則第9条により、成績証明書、シラバス等に基づき申請し、各研究科の研究科委員会で承認された上で、10単位を超えない範囲で単位を認定している（資料4（3）-4）。

〈2〉法学部

a. 単位制度の趣旨に沿った単位の設定と成績評価、単位認定について

成績評価は学則第14条に定める通りの基準に基づく授業ごとの単位数の設定に従い、シラバス記載の「成績評価方法・基準」に基づいて行われる（資料4（3）-1）。講義科目においては、期末試験等の筆記試験により成績評価がなされるものが多い。また、科目によっては小テスト、課題レポート、講演会等におけるリアクション・ペーパー等、複数の成績評価要素を組み合わせた多面的な評価が行われている。複数教員担当の履修必修科目については、クラス間で成績評価に大きな差異があると学生にとって不利になりかねないので、担当教員間で一定の相談がなされている（資料4（3）-50 商法総則・商行為法）。

演習科目では、演習への取り組み状況、課題レポートの内容等による評価がなされており、教員によっては演習の内容の理解度の確認のためのテストを行う場合もある（資料4（3）-50 演習I）。

成績に疑義がある場合には、指定された期間内で、学生が教員に問い合わせることができる成績疑義照会制度が運用されている（資料4（3）-31 p.10）。

b. 既修得単位の認定について

編入生・転入生の既修得単位の認定については、取扱要領に従って行われており、認定できる既修得単位の上限は60単位である（資料4（3）-31 p.177）。また、他大学等を卒業した後、本法学部に1年次生として入学する学生についても同様に取扱要領に従い、既修得単位の認定を行っている（資料4（3）-31 p.176-177、資料4（3）-97）。

協定校への留学については、現地での履修時間を勘案して、協定校にて修得した単位を

第4章 教育内容・方法・成果

(3) 教育方法

本学部の科目の単位として認定している（資料4（3）-98）。

〈3〉経済学部

a. 単位制度の趣旨に沿った単位の設定と成績評価、単位認定について

成績評価は学則第14条に定める通りの基準に基づく授業ごとの単位数の設定に従い、シラバス記載の「成績評価方法・基準」に基づいて行われる（資料4（3）-1）。講義科目においては、期末試験等の筆記試験により成績評価がなされるものが多く、科目によっては小テスト、中間テスト、課題レポート、講演会等におけるリアクション・ペーパー等、複数の成績評価要素を組み合わせた多元的な評価が行われている。複数教員担当の履修必修科目については、クラス間で成績評価に大きな差異があると学生にとって不利になりかねないので、経済学部ではできるだけ統一した試験内容にすること、学部内で合意した成績の分布に従うことが求められている（資料4（3）-99）。

演習科目では、演習への取り組み状況、課題レポートの内容等による評価がなされている。

b. 既修得単位の認定について

編入生・転入生の既修得単位の認定については、取扱要領に従って行われており、認定できる既修得単位は60単位である。すなわち、「共通教育科目」の修得条件を一括して免除する。また「専門教育科目」36単位（「専門リテラシー科目」8単位、「各コース科目」8単位、「選択科目」20単位）を修得したものとみなす。また4年次に卒業論文もしくは所属コース特講（企業経済コース：企業経済特講、公共経済コース：公共経済特講、総合経済コース：総合経済特講）のいずれかの単位を修得しなければならない（資料4（3）-18 p.53）。

〈4〉経営学部

a. 単位制度の趣旨に沿った単位の設定と成績評価、単位認定について

経営学部は、学則第14条に則り、授業形態に沿って単位を設定している（資料4（3）-1）。講義・演習系科目や、語学系科目の単位計算の基準については、毎年4月に学生に配布する「履修の手引」に掲載・公表しており、この基準に沿って単位認定を行っている（資料4（3）-19 p.36-41、p.44、p.68）。本学部では学年を半期に分けており、半期ごとに成績評価を認定している。成績評価の表示方法は、秀（S）、優（A）、良（B）、可（C）を合格、不可（D）を不合格とするものである（資料4（3）-1 第19条第5項）。また、2015年度後期の成績よりGPA制度を採用し、WEB成績等に表示している。

b. 既修得単位の認定について

他大学等で修得した単位については、学則第19条第3項に基づき60単位を超えない範囲で単位認定を行っている（資料4（3）-1）。本学の単位認定方法には単位一括認定と個別認定の2種類があり、学部に応じた単位認定方法を採用しており、成績証明書やシラバス等に基づいて、経営学部教授会で承認したうえで単位を認定している（資料4（3）-19 p.32、p.47）。

〈5〉人文学部

a. 単位制度の趣旨に沿った単位の設定と成績評価、単位認定について

講義・演習系科目は各セメスター2単位、実習系科目は1単位に設定し、シラバスに成績評価方法・基準の欄を設け、学生に明示し、教員がそれに従って成績評価をしている（資

第4章 教育内容・方法・成果

(3) 教育方法

料4 (3) -50)。また学部の全授業（非常勤講師担当分も含む）に関して主たる採点基準項目、あるいは模範解答の公開も実施している。学生側で評価に対し疑義が生じた場合の教員への問い合わせの手順を全教員に確認し、学生からの問い合わせに対応している（資料4 (3) -46 p.15-16）。

b. 既修得単位の認定について

他大学からの編入生に対して、それまで在籍した大学の単位を本学の単位として認め（2年次編入生に対しては共通教育科目については最大18単位まで、学部・学科専門科目については最大16単位まで、3年次編入生に対しては、共通教育科目については最大34単位まで、学部・学科専門科目については最大16単位まで）、それを「履修の手引」に「編入学又は転入学の既修得単位の取扱要領」として明記し、不利益を被らないように考慮している（資料4 (3) -46 p.223）。

〈6〉現代社会学部

a. 単位制度の趣旨に沿った単位の設定と成績評価、単位認定について

単位の設定に関しては学則第7章において学内基準を定めている（資料4 (3) -1）。単位認定に関しては同第9章、神戸学院大学学科目履修規則において学内基準を定め、シラバスで成績評価方法・基準を明示している（資料4 (3) -17、資料4 (3) -50）。また、学部として成績評価分布を検証した結果に基づき、成績評価の厳密さに関する学部合意を形成している（資料4 (3) -100、資料4 (3) -101）。さらに、学生が単位認定に関し疑義を持った場合には、成績疑義照会を行う仕組みを設けている。

b. 既修得単位の認定について

学則「第9章 履修科目修了の認定及び学士の学位」第19条において学内基準を定めている（資料4 (3) -1）。既修得単位の認定の取り扱いについては、第19条第2項に、認定する単位数は「60単位を限度」とすることが規定されている。現代社会学部においては、編入学定員を設定しておらず、編入学を認めていないが、他の大学もしくは短期大学を卒業または中途退学して本学第1年次に入学を許可された者についてこの規程が適用される。

〈7〉グローバル・コミュニケーション学部

a. 単位制度の趣旨に沿った単位の設定と成績評価、単位認定について

学則第14条にあるように、本学においては「講義及び演習については、15時間から30時間までの範囲で、各学部が定める時間の授業をもって1単位とする」ことになっている（資料4 (3) -1 第14条）。本学部では学部の性格上外国語科目が多くなるが、これらのうち基礎外国語科目については講義科目ではあるが、多量の集中的な練習をこなすという趣旨から、30時間の授業をもって1単位としている。ただし、週に同一科目を2コマ、つまり1セメスターにおいて60時間学修させることで、それぞれの科目としては2単位を与えている。また、英語コースおよび中国語コースの第5セメスターの海外語学研修科目、および同じく日本語コース第5セメスターのインターンシップについては、実習科目扱いとし、やはり30時間の授業をもって1単位としている（資料4 (3) -55 p.22-65）。

b. 既修得単位の認定について

学則第9章「履修科目修了の認定及び学士の学位」第19条において定められた学内基準により単位認定を行っている。既習得単位の認定については、第19条第2項に、本学にて認定する単位数は「60単位を限度」とすることが規定されている。設立間もないこともあ

第4章 教育内容・方法・成果

(3) 教育方法

りグローバル・コミュニケーション学部においてはまだ編入学者の応募がないが、今後編入学希望者があり、他大学もしくは短期大学を卒業または中途退学して本学第1年次に入学を許可された者については、この規程が適用されることとなる(資料4(3)-1 第19条)。

〈8〉総合リハビリテーション学部

a. 単位制度の趣旨に沿った単位の設定と成績評価、単位認定について

講義・演習科目は15~30時間の授業をもって1単位とし、実習科目は30~45時間の授業をもって1単位としている(資料4(3)-1 第14条)。また、成績評価基準をシラバスに明記し、厳密な成績評価に基づき単位認定を行っている(資料4(3)-6)。

b. 既修得単位の認定について

編入学者又は転入学者の既修得単位の取り扱いについては、教務委員が申請者と面談し、必要に応じ当該科目担当者との協議を経て単位認定申請科目を決定し、学部教授会において審議し決定する。その時、認定単位数については、学部で定めた単位数を上限とすることとしている(資料4(3)-6 p.184)。

〈9〉栄養学部

a. 単位制度の趣旨に沿った単位の設定と成績評価、単位認定について

学則第14条に則り、授業形態に沿って単位を設定している。成績評価は、学期または学年の終わりに「学科履修規則第10条」に規定された評価(秀、優、良、可、不可)により単位認定を行っている(資料4(3)-1、資料4(3)-17、資料4(3)-59 p.9)。疑義照会については、成績発表後に成績問い合わせ期間や方法を設定しており、成績の内容を明示するため、堅実に評価が行われている(資料4(3)-59 p.9-10)。

b. 既修得単位の認定について

1年次入学者の既修得単位認定に関しては、学則第19条第4項に則り、教務委員が面談の上、当該科目担当者との協議を経て認定申請科目を決定する。また、編入学および転入学者の既修得単位も同様に、学則第34条第4項に則り、教務委員が面談の上、当該科目担当者との協議を経て認定申請科目を決定する。いずれも、各学部が定めた単位数を上限として認定する(資料4(3)-1、資料4(3)-59 p.138)。

〈10〉薬学部

a. 単位制度の趣旨に沿った単位の設定と成績評価、単位認定について

講義・演習科目は15~30時間の授業をもって1単位とし、実験・実習科目は30時間の授業をもって1単位としている(資料4(3)-102 p.4-5)。また、成績評価基準をシラバスに明記し、厳密な成績評価に基づき単位認定を行っている(資料4(3)-62)。

専門教育科目の到達度の評価には、Grade Point Average (GPA) 制度を導入しており、進級に必要な単位を修得することに加えて、1-3年次の進級には、一定水準以上のGPAを取得することを求めている。これらの進級要件を満たして進級したにもかかわらず、各学年に一定数のGPAの低い成績不振者が存在している(資料4(3)-103)。留年生を含む成績不振者には、各学年において別途対策を講じている(資料4(3)-104)。

b. 既修得単位の認定について

編・転入学試験要項に記載されているように、認定単位数については基準を設けてあり、既修得単位についてシラバスを参照し、本学の単位として認定できるかについて教務委員

第4章 教育内容・方法・成果

(3) 教育方法

が検証を行い、教授会で協議した上で認定している（資料4（3）-97）。

〈11〉法学研究科

a. 単位制度の趣旨に沿った単位の設定と成績評価、単位認定について

各授業科目については、担当教員において、シラバスで明示した評価方法・基準に基づき、厳格な成績評価・単位認定を行っている。評価は、優、良、可、不可とし、可以上を合格とすることを明示している（資料4（3）-65 第9条）。

b. 既修得単位の認定について

既修得単位の認定については、大学院学則に基づき、適切に行っている（資料4（3）-4 第9条、第9条の2）。

〈12〉経済学研究科

a. 単位制度の趣旨に沿った単位の設定と成績評価、単位認定について

授業科目は、「特殊講義」「特殊研究」「演習」「外国文献研究」があり、その内容、形態等を考慮し単位制度の趣旨に沿って単位を設定（いずれの科目も毎週1時間15週を1単位として特殊講義、特殊研究、外国文献研究は1科目4単位、演習は1科目8単位で設定）しており、シラバス（講義内容）には、「成績評価基準と方法」を明確に記載し、シラバスに基づいた授業を実施している（資料4（3）-67 第3条、資料4（3）-105、資料4（3）-106）。従って、厳格な成績評価を実施するとともに単位認定は適切に行われている。

b. 既修得単位の認定について

当研究科では、既修得単位については、大学院学則第9条及び第9条の2に基づいて、教育上有益と認めるときは本学大学院に入学する前に他の大学院又は本学大学院の他の研究科において履修した授業科目について修得した単位を10単位を超えない範囲で、10単位に限って所要単位として認めることとしている（資料4（3）-4）。

〈13〉人間文化学研究科

a. 単位制度の趣旨に沿った単位の設定と成績評価、単位認定について

学則第14条および人間文化学研究科履修規程第2条にも示されているように、講義科目・演習科目・実習科目の特性・形態を考慮した上で設定された各科目の単位数を「大学院履修要項」に示してある（資料4（3）-1、資料4（3）-7 p.73-76）。各専攻の特性を反映した授業科目構成になっており、各科目の成績基準はシラバスに明記され、履修規程によって評価の基準も示されている（資料4（3）-50）。

b. 既修得単位の認定について

大学院学則第9条、第9条の2に定めるように、人間文化学研究科において教育上有益と認めるときは、他の大学院（外国の大学院を含む。）又は本学大学院の他の研究科において履修した授業科目について修得した単位、あるいは科目等履修生などとして大学院で修得した単位を、10単位を超えない範囲で既修得単位を認定している（資料4（3）-4 第9条、第9条の2）。具体的な個々のケースについては大学院履修規程の定めに従って研究科教務委員会を中心に、研究科委員会で審議の上、認定している（資料4（3）-7 p.60-62）。

〈14〉総合リハビリテーション学研究科

a. 単位制度の趣旨に沿った単位の設定と成績評価、単位認定について

共通科目、専門基礎科目、専門科目、及び、領域や分野などの内容、形態等を考慮して、単位制度の趣旨に沿って単位を設定している。また、成績評価の基準をシラバスに明記し

第4章 教育内容・方法・成果

(3) 教育方法

提出物、期末試験などの成績評価のための比率を示している。単位認定はこれらの成績評価基準に従って行われている（資料4（3）-50）。

b. 既修得単位の認定について

大学院学則第9条に則り、学生が本学大学院に入学する前に大学院において履修した授業科目について修得した単位（科目等履修生として修得した単位を含む。）を、10単位を超えない範囲で当該研究科における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。また、大学院学則第9条の2に則り、本学大学院各研究科において教育上有益と認めるときは、学生が当該研究科の定めるところにより他の大学院（外国の大学院を含む。）又は本学大学院の他の研究科において履修した授業科目について修得した単位を、10単位を超えない範囲で当該研究科における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる（資料4（3）-4 第9条、第9条の2）。

〈15〉 栄養学研究科

a. 単位制度の趣旨に沿った単位の設定と成績評価、単位認定について

1) 厳格な成績評価（評価方法・評価基準の明示）

各科目のシラバスに明示されている。

2) 単位制度の趣旨に基づく単位認定の適切性

講義科目は週1回15週設定されている。その他講義や演習に関しては、大学院栄養学研究科規則第3条に明示されている（資料4（3）-7 p.97）。その上で次のように単位認定している。

・授業科目に関して、成績評価、単位認定は適切に行われている。

・演習科目について、課題レポートの提出、学会での口頭発表、最新研究論文の内容紹介等総合的に評価して単位認定は適切に行われている。

・研修科目に関して、学長と派遣先の長との間で文書による契約を行い必要な手続きをしている。成績の判定に関しては、派遣先管理栄養士、臨床検査技師による判定をもとに研究科長が総合的に成績を判定している。

・特別講義に関しては、講義出席状況および提出レポートを基に研究科長が適切に成績を判定している。

以上のことから成績評価と単位認定は適切に行われていると言える。

b. 既修得単位の認定について

既修得単位の認定については、大学院学則第9条および第9条の2に基づき、栄養学研究科において教育上有益と認めるときは、学生が本学大学院に入学する前に大学院において履修した授業科目について修得した単位（科目等履修生として修得した単位を含む。）を、10単位を超えない範囲で当該研究科における授業科目の履修により修得したものとみなすことができるという適切な学内基準が設けられている（資料4（3）-7 p.2）。

〈16〉 薬学研究科

a. 単位制度の趣旨に沿った単位の設定と成績評価、単位認定について

内容・形態を考慮して、各授業は1単位、薬学演習は2単位、薬学研究は4単位、臨床薬学研修は2単位としている。成績評価の方法・基準はシラバスに明記されており、薬学研究科において審議決定されている（資料4（3）-50、資料4（3）-7 p.105、資料4（3）-107、資料4（3）-108 第8条第2項）。

第4章 教育内容・方法・成果

(3) 教育方法

b. 既修得単位の認定について

既修得単位の認定については、大学院学則第9条第1項及び第2項に基づき行っている。具体的には、本研究科に入学する前に大学院において履修した授業科目について修得した単位（科目等履修生として修得した単位を含む。）を、10単位を超えない範囲で本研究科における授業科目の履修により修得したものとみなし、他の大学院（外国の大学院を含む。）または本学大学院の他の研究科において履修した授業科目について修得した単位を、10単位を超えない範囲で本研究科における授業科目の履修により修得したものとみなしている（資料4（3）-4）。

〈17〉 食品薬品総合科学研究科

a. 単位制度の趣旨に沿った単位の設定と成績評価、単位認定について

単位制度の趣旨に基づく単位について、授業科目の内容、形態等を考慮して単位を設定している（資料4（3）-7 p.116、第3条）。評価方法と評価基準はそれぞれのシラバスに明示されており、講義担当者はそれに則り、単位認定を行っている（資料4（3）-79）。単位制度の趣旨に基づく単位認定の適切性および既修得単位認定の適切性は、支障が生じた場合に食品薬品総合科学研究科委員会によって審議される（資料4（3）-7 p.116、第8条）。

b. 既修得単位の認定について

大学院学則第9条、第9条の2に明示されているように、食品薬品総合研究科において教育上有益と認めるときは、学生が本学大学院に入学する前に大学院において履修した授業科目について修得した単位（科目等履修生として修得した単位を含む。）を、10単位を超えない範囲で当該研究科における授業科目の履修により修得したものとみなすことができるという適切な学内基準が設けられている（資料4（3）-7 p.2）。

(4) 教育成果について定期的な検証を行い、その結果を教育課程や教育内容・方法の改善に結びつけているか。

〈1〉 大学全体

a. 教育内容・方法等の改善を図るための組織的な研修について

教育開発センター委員会のもと、学士課程教育については学部FD部会にて、また大学院教育については大学院FD部会にて、FD活動を推進している。学部FD部会では、教育内容・方法の改善を目的として、全学的なFDセミナーやFDワークショップを開催している。FDワークショップでは、各学部のFD委員を中心に、テーマに沿って、各学部から数名ずつの参加者が集い、教育内容・方法についての新たな知識の習得や改善に努めている（資料4（3）-109）。

近年の実績では、2014年度はアクティブ・ラーニングをテーマに、講師として関西大学三浦真琴教授を2回にわたり招聘し、アクティブ・ラーニングの考え方や実践について、具体的なワークを通じて学んだ。アクティブ・ラーニングを各授業科目に取り入れていくための機会として、参加者自らがいくつもの課題について体験を行い、学びを深めた（資料4（3）-110）。

2015年度及び2016年度は、履修系統図（カリキュラム・マップ）の考え方と作成をテーマに、講師として愛媛大学小林直人教授を招聘し、FDワークショップを開催した。履

第4章 教育内容・方法・成果

(3) 教育方法

修系統図（カリキュラム・マップ）作成の過程を通じて、各学部のディプロマ・ポリシーを達成するために科目が体系的・順次的に準備されているかの検証を進めた（資料4（3）-111、資料4（3）-112）。

また各学部では、状況に応じて、教育内容・方法の改善を図るためのFD活動を推進している。教育開発センターでは、各学部からの報告書を取りまとめ、学部FD部会等で実践例として、全学への事例紹介を行い、教育内容・方法等の改善を促進している（資料4（3）-113）。

シラバスについては、毎年度「シラバス作成マニュアル」を教育開発センターにて作成、改版し、全教員に配付し、シラバスの適切な作成を推進している（資料4（3）-81）。また学部・研究科において、2016年度シラバスからは第三者チェックも実施してシラバスの適切性を担保している。

毎年度前期・後期に授業改善アンケートを実施している。授業履修学生にアンケート用紙へ授業内容や進め方、理解度等を記入してもらい、その結果を、科目担当教員に公開している。科目担当教員は、集計結果とともに、教員は、担当授業科目実施後の所感や次年度に向けた改善等を記入している。この授業改善アンケートの集計結果及び教員コメントは、その授業を履修した学生全員にWeb公開されている（資料4（3）-114）。

学習教育成果を判断していく1つのツールとして、在学生対象の学生アンケートや卒業生を対象とした卒業生アンケートも実施し、集計結果は総合企画会議や教育開発センター委員会で報告を行い、教育内容・方法等の改善に活用している（資料4（3）-115）。

大学院FD部会については、各研究科で行われたFD活動の紹介にとどまっている。

b. 教育内容・方法等の適切性に関する検証と改善について

教育内容・方法等の改善については、各学部長・研究科長及び教務センター所長、教務センター事務部長等が委員となっている教育開発センター委員会で審議される。各学部から選出された委員により構成された学部FD部会や、各研究科から選出された委員による大学院FD部会が、教育開発センターのもと設置されており、教育内容・方法等の改善を図るための活動を行っている（資料4（3）-13）。各学部や研究科においては、FD委員を中心に、学部や研究科の個別の状況や課題に応じた教育内容・方法の改善等の活動をFD活動として実施している（資料4（3）-112）。

〈2〉法学部

a. 教育内容・方法等の改善を図るための組織的な研修について

学生による授業改善アンケートを大学が実施する仕組みの中で行っており、この授業改善アンケートの結果を各教員は真摯に受け止め、翌年度以降の授業に反映させ、教育内容・方法の改善をするようにしている（資料4（3）-85）。

また、学生と教員による懇談会を1年に1回開催しており、学生から直接、教育内容・方法等の改善のための意見を聴取するとともに、成績優秀者を各学年から選考して奨励生として表彰する際及び学部が指定した資格試験に合格した者に対して学部長賞・学部賞を授与する際には申請書を書いてもらっているが、その中で教育成果について感想を述べてもらうとともに、教育内容・方法等の改善のための意見を求めている（資料4（3）-116、資料4（3）-117、資料4（3）-118）。

教員側組織においては、教育内容・方法等の改善を図るために、FD委員を中心に教育

第4章 教育内容・方法・成果

(3) 教育方法

方法について議論を重ねるとともに、全学的に行われるFD講演会等に教員が参加している。同様の教育方法について議論を重ねる機会は、教授会後にもたれることもある。加えて学部内には教育プロジェクトが置かれ、この教育プロジェクトは現行のカリキュラム策定後も、教育内容、各科目の位置づけ、意義づけ等について更なる検討を行っている(資料4(3)-119、資料4(3)-120)。

2016年度からは新たにキャリア教育センター委員が学部 zu 置かれることとなり、キャリア教育の充実という観点から、キャリア教育に関する科目の教育内容・方法について検証と検討が行われている(資料4(3)-119)。

これらの委員及び教育プロジェクトで議論・検討された結果は学部教授会で報告され、教員間で共通認識を有することができるようにしている。

b. 教育内容・方法等の適切性に関する検証と改善について

学部における教育内容・方法等を改善するための責任主体は学部長であるが、個別的な教育内容・方法の改善は各教員が個別具体的に取り組む。

本学部においては教育内容・方法等の改善を図り、それを実施するにあたっては、概ね以下のような手続による。①FD委員、教育プロジェクト、キャリア教育センター委員が中心となり改善案を検討し、②学部教授会において改善案について更に意見を聴取し、③聴取した意見を考慮した改善案を教授会で報告し、教員の間で共通認識を持つようにし、④実行に移す(資料4(3)-119、資料4(3)-120)。

これらの改善を図るための最終責任は、法學部長および法學部教授会にある(資料4(3)-121)。

〈3〉経済学部

a. 教育内容・方法等の改善を図るための組織的な研修について

学生による授業改善アンケートを大学が実施する仕組みの中で行っており、この授業改善アンケートの結果に対して、各教員は担当科目の総括や学生のコメントに対して真摯に対応することを求められ、教育内容・方法の改善をするようにしている(資料4(3)-85、資料4(3)-122)。

教員側組織においては、教育内容・方法等の改善を図るために、FD委員を中心に教育方法について議論を重ねるとともに、全学的及び学部内で行われるFD講演会等に教員が参加している(資料4(3)-123)。

2016年度からは新たにキャリア教育センター委員が学部 zu 置かれることとなり、キャリア教育の充実という観点から、キャリア教育に関する科目の教育内容・方法について検証と検討が行われている(資料4(3)-124)。

これらの委員及び活性化委員会で議論・検討された結果は学部教授会で報告され、教員間で共通認識を有することができるようにしている。

b. 教育内容・方法等の適切性に関する検証と改善について

学部における教育内容・方法等を改善するための責任主体は学部長であるが、個別的な教育内容・方法の改善は各教員が個別具体的に取り組む。

本学部においては教育内容・方法等の改善を図り、それを実施するにあたっては、概ね以下のような手続による。①活性化委員、FD委員、キャリア教育センター委員が中心となり改善案を検討し、②学部教授会において改善案について更に意見を聴取し、③聴取し

第4章 教育内容・方法・成果

(3) 教育方法

た意見を考慮した改善案を教授会で報告し、教員の間で共通認識を持つようにし、④実行に移す(資料4(3)-124)。

これらの改善を図るための最終責任は、経済学部長および経済学部教授会にある(資料4(3)-125)。

〈4〉経営学部

a. 教育内容・方法等の改善を図るための組織的な研修について

教育開発センター委員会のもと、学士課程教育については学部FD部会においてFD活動を推進している。具体的には、教育内容や方法の改善を目的として、全学的なFDワークショップへの参加が進められたり、学部内教員を主体としたFD活動が行われたりしている。

まず、全学的なFDワークショップでは、履修系統図(カリキュラムマップ)の考え方や作成をテーマとして、学部教員の中で議論がなされた(資料4(3)-126)。履修系統図(カリキュラムマップ)作成の過程を通じて、各学部のディプロマ・ポリシーを達成するために科目が体系的・順次的に準備されているのかの検証がなされた。また、他学部の教員とその内容について議論を重ねることにより、経営学部内にとどまらない視点での検討が行われた。

次に学部内のFD活動としては、学部学生と学部長をはじめとする複数教員との懇談会を通じて(年に2回実施)、学習面の改善に向けた積極的な話し合いの場が設けられている。この話し合いの内容を経営学部教授会ならびにFD部会で報告することにより、学内教員の授業内容・方法の改善を促進している(資料4(3)-127)。

また、毎年度前期・後期に授業改善アンケートを実施している。授業履修学生がアンケート用紙に授業内容や進め方、理解度などを記入し、その集計結果は科目担当教員ならびに履修学生に公開されている。その際に、科目担当教員によって、自らの担当授業科目実施の感想や次年度に向けた改善点などが明確化され、それについても履修学生全員にWebで公開されている(資料4(3)-88)。

b. 教育内容・方法等の適切性に関する検証と改善について

教育内容や方法等の改善については、教育開発センター委員会で審議される。メンバーは、各学部長、研究科長、教務センター所長、教務センター部長、教育開発センター所長ならびに副所長、共通教育センター所長ならびに副所長、全学教育推進機構事務室事務部長補佐によって構成されている。また、教育開発センター委員会のもとに設置された、各学部から選出されたFD委員による学部FD部会にて、具体的な活動が行われることになる。経営学部においては、学生とのFD懇談会を実施して教育内容や方法に関する意見を集めたものを教授会やFD部会に報告したり、教員向けのFD研修会などを実施したりして、FDとして年に数回の活動が行われている(資料4(3)-127、資料4(3)-128)。

〈5〉人文学部

a. 教育内容・方法等の改善を図るための組織的な研修について

人文学部では学部独自のFD研修会およびFD講演会を年に3~4回実施し、教育内容・方法等の改善に努めている。とりわけ年度末のFD研修会は合宿形式にして、十分な時間を確保し、学部および学科全体の教育問題についての検証を行い、その結果を教授会に報告し、改善が必要な点については教授会において審議の上、決定している(資料4(3)-

第4章 教育内容・方法・成果

(3) 教育方法

-129 2015年度 教育1-(3)④ 人文学部小委員会)。

学部の講義科目については全科目で授業改善アンケートにより検証を行い、学生の理解度や学習内容の満足度についても確認している。同アンケートの記述部分である学生の個々の質問や意見に対しては、担当教員が回答するような体制をとり、結果を公表しているからのアンケートを募り、学期毎に学生の満足度などを検証している(資料4(3)-88)。

2015年度からはシラバスの第三者チェックも導入し、教員相互の授業方法の改善に努めている(資料4(3)-130)。

b. 教育内容・方法等の適切性に関する検証と改善について

人文学部における教育内容・方法等の改善を図る責任は人文学部教授会にある。教育内容・方法等の改善を図る学部FD活動はその計画発案と運営・報告を担うFD委員を中心に行われている(資料4(3)-129 2015年度 教育1-(1)④ 人文学部小委員会)。また、人文学部では、学部長、研究科各専攻主任、学部教務委員、研究科教務委員、研究支援委員、図書館運営委員、生涯学習委員の9名によって構成される教育・研究委員会を設置し、教育内容・方法等の検討およびその改善点を探る点検も随時行われている(資料4(3)-131)。その結果は逐次教授会にて報告・審議され、承認を受けている。人文学部の教員組織も、学部全体を領域<コース<学科<学部といった系統樹的に組織化することで、有効な取り組みを可能にしている。教員が直接に属する各領域には領域代表を置き、領域毎のオムニバス授業を行うなどの工夫によって、教員相互の授業内容・方法の共有の機会にもなっている。

授業内容・方法等の検証については、全学規模で行われる授業改善アンケートにより検証を行い、学生の理解度や学習内容の満足度についても確認している。同アンケートの記述部分である学生の個々の質問や意見に対しては、担当教員が回答するような体制をとり、結果を公表している(資料4(3)-88)。こうした授業改善アンケートへの各担当教員からの回答を促すべく、学部教授会において周知徹底も行っている(資料4(3)-132 報告事項(11))。

〈6〉現代社会学部

a. 教育内容・方法等の改善を図るための組織的な研修について

教育内容・方法について研修・研究する場として1) 学科会議、2) 学部FD研修会を設けている。学部のFD活動を推進する担当者として、毎年専任教員の中から学部FD委員を1名決めている(資料4(3)-133)。

学科会議は必要に応じて学科主任の名で召集され、主にゼミナールや実習科目の教育内容や方法の改善について協議・情報共有する。現代社会学科では2014年4月から2016年5月まで21回、社会防災学科では25回開催している。現代社会学科の直近の学科会議では、1年次必修科目である「入門ゼミナールⅠ・Ⅱ」の単位を修得できていない2年次・3年次学生向けの再履修クラスの必要性が議論された(資料4(3)-134)。社会防災学科では「海外実習Ⅱ」の実施計画について報告された(資料4(3)-135)。

学部FD委員は教育内容・方法の改善のためにタスクフォースを組織して改善策をまとめたり、学部FD研修会を計画・運営したり、学生との懇談会をコーディネートしたりする。

学部開設初年度の2014年度には、1年次必修科目に関してタスクフォースを組織し成績

第4章 教育内容・方法・成果

(3) 教育方法

評価の平準化について改善案をまとめた(資料4(3)-100)。2015年度のFD研修会では「ボランティア・インターンシップI・II」の目的と運営方法について、ワークショップ形式で議論され、2016年度の当科目運営方法の改善につながった(資料4(3)-51、資料4(3)-136)。2016年度のFD研修会は同年に導入したPROGテストについて理解を深めることを目的に開催し、テスト結果の信頼性について議論が交わされた(資料4(3)-137)。さらに、全学的なFD研修会にも毎年4名の教員が学部を代表して出席し、教育内容・方法の改善につなげている。2015年度～2016年度のFD研修会の成果としてカリキュラムマップ案が作成されている(資料4(3)-138、資料4(3)-139)。

さらに、学生から授業改善やアクティブ・ラーニングの進め方などについての意見を聞く機会を設けている。2014年度には教員8名と学生22名による懇談会を実施し、2016年度には1年次、2年次それぞれに分かれ懇談会を実施し、教員2名と学生34名が参加した(資料4(3)-140、資料4(3)-141)。

b. 教育内容・方法等の適切性に関する検証と改善について

1・2年次配当の入門・基礎レベルのゼミナール科目、実習科目については、明文化されていないが実質的に各学科の学科会議が教育内容・方法等の改善を図る主体として機能している。現状では学年進行に伴う新規開講科目についての内容・方法等を協議決定することが中心になっている。大きな改善は完成年度後に学科会議を中心に、FD研修会、ボランティア・インターンシップ運営委員、インターンシップ運営委員などが各々検討し、教授会にて審議決定する予定である。

それ以外の科目については学生とのFD懇談会や授業改善アンケートにもとづき、各科目担当者が改善を図る責任を負う。改善内容はシラバスに反映されていると考えられる。

〈7〉グローバル・コミュニケーション学部

a. 教育内容・方法等の改善を図るための組織的な研修について

グローバル・コミュニケーション学部では、学部主催のFD研修会を年に数回実施しており、教育方法等の改善に努めている。2016年度については、2016年5月13日に文教大学文学部教授白井啓介氏を招き、「中国留学をどう企画するか-文教大学の経験と展望」と題した講演ならびにディスカッションを実施した。本学部では第5セメスターに現地研修科目として、セメスター留学が実施されるが、特に中国語コースでの今後の留学の企画について参考になる点が多い研修会であった(資料4(3)-142)。また、本学部は外国語教育がカリキュラムの根幹の1つをなすが、ターゲット言語を使った授業(英語コースであれば英語で実施する授業)を行うことが多いため、そのような場合の授業の展開方法と教授法を支える教授モデル等に関して研修を行うべく、2016年7月2日に「目標言語を使った外国語の授業：効果的なインプット・インタラクション・フィードバック」というテーマで北海学園大学教授の浦野研氏による講演会ならびにそれに引き続いての意見交換会を実施した。この行事では、外国語習得に役立つインプットを提供するための教師の話し方、問いかけ方法、そしてフィードバックの与え方の3点を中心に、そのガイドラインを考えつつ議論が進められた。また、Methodological Principles for Language Teaching (Long, 2009) のアイデアを手がかりに、学習者の理解を助け、言語形式への気づきをうながすインプット、インタラクションのあり方について考える機会が得られた。なお、浦野氏の講演会については、文部科学省「戦略的大学連携支援事業」(ポーアイ4大学による連携事業

第4章 教育内容・方法・成果

(3) 教育方法

としてのポーアイ4大学合同FD講演会～外国語による教授法の理論と実践～)として実施された(資料4(3)-143)。

b. 教育内容・方法等の適切性に関する検証と改善について

学部、各コースとしては組織として教育内容の改訂や教育方法の改善に努める責務がある。このため、頻繁に行われる各コースでの教員ミーティングにより、具体的な教育内容・方法の改善のための議論を深め、可能な部分から実行に移している。また、学部FD委員が中心となり、主としてFD研修会を企画・開催している(資料4(3)-144)。授業内容・方法等の検証については、個人およびコースレベルで行われるものに加え、シラバス作成時のチェックおよび授業改善アンケート結果等にもとづいても行われている。

〈8〉総合リハビリテーション学部

a. 教育内容・方法等の改善を図るための組織的な研修について

学部や学科のニーズに基づいて、適宜、FD研修会を開催し、教育内容・方法等の改善につなげている。例えば、国家試験対策については、東北福祉大学において国家試験対策を行ってきた教員による講演を行い、総合リハビリテーション学部で行っている教育方法の改善の方針を探った。また、教員のみならず、学生にも共通の方向性を持ってもらう必要があることから、ハーベスト医療福祉専門学校の教員に、同校での国家試験に向けた教育と勉強方法の講演してもらった(資料4(3)-145)。

b. 教育内容・方法等の適切性に関する検証と改善について

各学科1名、計3名のFD委員会体制により、学部・学科のニーズに基づいたFD研修会を開催している。FD研修会終了後にはアンケート調査を行い、その後のニーズに即した研修会の実施に結び付けている(資料4(3)-146)。

〈9〉栄養学部

a. 教育内容・方法等の改善を図るための組織的な研修について

全学的な学生による授業評価(授業改善アンケート)を年間2回(前期・後期)実施し、その結果を各教員が確認し、次年度以降の教育内容・方法の改善を図っている(資料4(3)-88)。

管理栄養士や臨床検査技師の国家試験合格率は改善傾向にあり、その結果が教育課程や教育内容・方法の定期的な検証の一つであると考え(資料4(3)-147 45. 国家試験(2) 栄養学部・臨床検査技師、(3) 栄養学部・管理栄養士)。

各教員はFD活動に積極的に参加し、実践的な教授法の改善を様々な角度から検討している(資料4(3)-148)。

b. 教育内容・方法等の適切性に関する検証と改善について

3年次より、管理栄養士および臨床検査技師の国家試験に向けた模擬試験を実施しており、学部長および教務委員を責任主体とした管理委員会および臨検委員会が設置されている(資料4(3)-149)。成績は教務委員によって随時教授会で全体、個別の報告がなされる。結果報告を受け、部門(ゼミ)に配属前の3年次、4年次では学年担当の教員が、配属後の4年次では部門(ゼミ)の教授を中心とした担当教員により必要に応じて個別に指導を行っている。また、直前対策講座の開催も積極的に行っている(資料4(3)-150)。授業改善アンケートの結果は、科目担当教員が教育内容・方法の改善を行っている(資料4(3)-88)。

第4章 教育内容・方法・成果

(3) 教育方法

〈10〉薬学部

a. 教育内容・方法等の改善を図るための組織的な研修について

薬学部内のFD活動として、国内外の外部講師によるFD講演会、薬剤師のためのワークショップ in 近畿（実務実習指導薬剤師養成ワークショップ）などの学外FD活動への参加および薬学部学生と学部FD委員との懇談会など、年間10件程度を実施している（資料4（3）-151）。

授業改善アンケートは、前期と後期に各1回実施している。アンケートは紙媒体で各授業の後半に実施し、集計結果は大学ホームページの専用サイトで学生・教員に公開している。また、授業に関する学生の要望や疑問点に教員から直接回答を記入するシステムを運用しており、ほぼ全ての教員が授業の改善に努めている。教育および研究能力の維持・向上のため、各教員が、教育研究目標を達成するための基盤となる教育、研究活動について、年度毎に薬学部自己点検評価報告書を作製し、評価・検証を行っている。

b. 教育内容・方法等の適切性に関する検証と改善について

薬学部独自の組織は設置していないが、教育開発センター委員会のもと、学士課程教育については学部FD部会においてFD活動を推進している。学部FD部会では、全学的なFDセミナーやFDワークショップを開催し、薬学部からFD委員らが参加し、教育内容・方法についての新たな知識の習得や改善に努めている。

〈11〉法学研究科

a. 教育内容・方法等の改善を図るための組織的な研修について

年度末の論文審査・修了認定のための研究科委員会を、当該年度の教育活動の検証の機会ととらえ、具体的な課題についても議論しうる場として位置づけている。その他、定例の研究科委員会においても、必要に応じ教育成果について議論し、改善の方策を検討する機会を設定している。また、2013年度より研究科内に大学院FDを置いており、2014年度以降、研究科独自のFD企画として外部講師による講演会も実施している。2014年度については「大学院生指導にかかるFD」というテーマで、修士課程の論文指導に関して体験談を交えてお話しいただき、また、院生に占める留学生の比重の高まりに対応して論文指導することの難しさ等の話もしていただき、その後フリーディスカッションにおいて活発な意見交換を行った（資料4（3）-152）。そして、2015年度には外部講師所属大学における最近の院生の状況や院生指導に関するお話をしていただき、その後のフリーディスカッションにおいて闊達な意見交換を行った（資料4（3）-153）。2016年度には外部講師所属大学における博士前期課程教育についてお話を伺い、本研究科における制度改革に有益な示唆をえた（資料4（3）-154）。

b. 教育内容・方法等の適切性に関する検証と改善について

法学研究科においては、研究科委員会が最高の決定・責任主体であり、検討すべき課題等については、研究科内に大学院改革検討プロジェクトを設置し、検討結果を研究科委員会で審議した上で決定することとしている。

検証プロセスについては、学内の自己点検・評価プロセスの一環として、法学研究科自己点検評価小委員会で検証した上で、研究科委員会で審議し、改善につなげることとしている。

第4章 教育内容・方法・成果

(3) 教育方法

〈12〉 経済学研究科

a. 教育内容・方法等の改善を図るための組織的な研修について

経済学研究科は、FD研修について独自の取り組みは行っていなかったが、2015年度より専攻ごとに教育・指導に関する意見交換会を実施している（資料4（3）-155、資料4（3）-156、資料4（3）-157）。

b. 教育内容・方法等の適切性に関する検証と改善について

教育内容・方法等の改善については、研究科長の責任のもと、研究科の教務委員とFD委員が適切な役割分担を通じて取り組んでいる（資料4（3）-92、資料4（3）-155）。

〈13〉 人間文化学研究科

a. 教育内容・方法等の改善を図るための組織的な研修について

学期毎に学生を対象にした授業改善アンケートを行い、その集計結果を研究科委員会に報告し、研究科全体の共通理解としている（資料4（3）-93）。学生からの意見やコメントを通して、恒常的に授業内容・方法等の改善を試みている。

また、研究科FD研修会を学期毎に行うことで共通の課題に対して改善を図ることとしている。直近の研修会では研究科のアドミッション・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、ディプロマ・ポリシーの見直しを主な議題として、研究科全体の教育内容の見直しに着手した（資料4（3）-158）。

b. 教育内容・方法等の適切性に関する検証と改善について

人間文化学研究科は人間行動論専攻、地域文化論専攻、心理学専攻の3つの専攻に分かれ、それぞれの専攻は複数の講座あるいは系によって形成されている。それぞれの専攻には専攻主任がおり、各講座には代表教員を置いて、組織が有機的に活動できるように図っている。

研究科の教育内容・方法等に関する問題やその改善については、教育・研究委員会を中心として検討を加え、その最終的判断は研究科長を委員長とする研究科委員会の審議によって決定される（資料4（3）-131）。

〈14〉 総合リハビリテーション学研究科

a. 教育内容・方法等の改善を図るための組織的な研修について

他大学の教員によるFD研修会を開いている。一例として、ボストン大学の大学院の教育方法についてのFD研修集会を開催した（資料4（3）-93）。

b. 教育内容・方法等の適切性に関する検証と改善について

研究科委員会が最高の決定・責任主体として課題を設定し、研究科自己点検評価小委員会で検証し、研究科委員会で審議、改善につなげている。また、研究科のFD委員を中心に、研究科のニーズに基づいたFD研修会を開催し、FD研修会終了後にはアンケート調査を行い、その後のニーズに即した研修会の実施に結び付けている（資料4（3）-94、資料4（3）-1）。

〈15〉 栄養学研究科

a. 教育内容・方法等の改善を図るための組織的な研修について

毎年、栄養学部・栄養学研究科で研究・教育内容の向上を目的とした講演会を複数回開催しており、教育内容および方法の改善につなげている（資料4（3）-159）。

b. 教育内容・方法等の適切性に関する検証と改善について

第4章 教育内容・方法・成果

(3) 教育方法

教育内容・方法等の改善を図るために、シラバスチェックが行われ、栄養学研究科委員会で問題点を協議後、適宜変更されているが、修士学生に対する授業アンケートを実施できていないなど、検証体制が十分であるとは言えない。

〈16〉薬学研究科

a. 教育内容・方法等の改善を図るための組織的な研修について

学部と連動して、医療薬学教育・研究に関する講演会、学会発表や論文発表などあり方に関する研修会など各種FD活動等を通じて、教員の研究・教育の資質向上を図っている(資料4(3)-160)。

b. 教育内容・方法等の適切性に関する検証と改善について

企画委員会、および薬学研究科委員会で、教育内容・方法などの改善を議論しているが、責任主体・組織、権限、手続きの明確化、および検証プロセス等を記載した文書等は存在しない(資料4(3)-107)。

〈17〉食品薬品総合科学研究科

a. 教育内容・方法等の改善を図るための組織的な研修について

食品薬品総合科学研究科のFDを企画・推進するために食品薬品総合科学研究科FD委員が任命されている。しかし、過去3年間は論文博士の申請者のみで、課程博士の履修者がいなかったため、学術講演会などは栄養学研究科との合同開催とした(資料4(3)-159)。

b. 教育内容・方法等の適切性に関する検証と改善について

教育内容および方法等に関しては、各科目の担当教員に委ねられており、さらに博士課程の学生に対する授業アンケート等も実施されていないため、教育内容・方法等の改善を図るための検証は組織としては十分に行われていない。

2. 点検・評価

●基準4(3)の充足状況

本学の学部・研究科は、教育目標を達成するため大学設置基準、大学院設置基準に則り、学習時間・単位数の定義を学則、各研究科規則に定め、各授業科目の教育内容や授業形態は、「履修の手引」「大学院履修要項」やシラバスに記載し、学生・教職員に周知している。さらに、シラバスは本学ホームページで社会に公表している。授業内容がシラバスの内容と合致しているかは、授業改善アンケートを用いて確認している。成績評価と単位認定は基準に基づき適切に行われている。教育内容・方法等の改善を図ることを目的とした全学的なFDセミナーやFDワークショップを開催するとともに、定期的に検証し改善に結びつけている。

以上の点から本学は、基準4(3)をおおむね充足している。

①効果が上がっている事項

〈1〉大学全体

・シラバスを作成する教員に対して、ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー等大学のポリシーを意識して作成するように依頼がなされている。シラバス作成マニュアルの随所で学生視点、学生主体を謳うことで、学生に理解しやすいシラバスとなっている(資料4(3)-81)。

第4章 教育内容・方法・成果

(3) 教育方法

・共通教育科目はこれまで学部共同運用方式で行われてきたが、これは学部の意向が優先され共通教育科目の責任体制が不明確であった。そこで2014年度より共通教育センターを設置し、ここに専任教員を配置して共通教育科目についての責任を持たせることで、独立した全学的組織として運営を開始した。これにより共通教育科目全体に明確な責任体制が取られることになり、他の学部と同等の精度を持ったシラバスに基づいた授業が行われるようになった(資料4(3)-83)。

〈5〉人文学部

人文通信とイベントスタッフの取り組みでは、体験を通じてコミュニケーション能力を高め、組織運営について体験的に理解することやグループによる問題発見・問題解決の方法を主体的に体得すること、人文学部での学びの意義を学生自身が再認識できている(資料4(3)-50 インターンシップI(人文通信I)、インターンシップI(イベントスタッフI))。

・両学科とも各領域代表および教務委員が中心となり、各シラバスの曖昧な記述や成績評価基準などについてチェック体制を整えていることにより、シラバスは整備され、授業改善アンケート報告によると、授業選択等にあたり講義要項の分かりやすさ(シラバスの整備)に満足していると思う学生割合(2015年度)は、人文学科が70.5%、人間心理学科が73.2%であった(資料4(3)-130 審議事項(4)、資料4(3)-88)。

〈6〉現代社会学部

・指導教員制度が機能し、指導教員が責任を持って学習指導をおこなっている。特に成績不振者については重点的に指導を行い、面談状況を文書で記録し学部に報告する体制が取られている(資料4(3)-161、資料4(3)-162、資料4(3)-163)。このように、一人一人の学習状況を把握することができている。

検証プロセスを適切に機能させていることで、次年度の運営改善につながっている。改善事例として「現代社会基礎実習A」では2015年度の課題を2016年度の改善につなげている(資料4(3)-164 p.98-127)。

〈8〉総合リハビリテーション学部

・医療リハビリテーション学科(理学療法学科・作業療法学科へ改組)では、1年次では入門演習、3年次や4年次では卒業研究など、さまざまな教員と触れ合う機会を設けており、教員の体験などから学習する部分も重要と考えている。また、社会リハビリテーション学科では、1年次の基礎演習、2年次の演習、3年次・4年次の専門演習と卒業研究と一貫して少人数単位のきめ細かい支援を実施している(資料4(3)-56)。少人数単位の教育を行うことで、早期に学習指導や生活指導が可能となっている。卒業して資格を取得した後も、広い範囲の分野で仕事ができるよう指導できている。

〈9〉栄養学部

・学部内に組織されたカリキュラムを検討する委員会を中心に管理栄養士国家試験の結果を検討した結果、合格率の改善が必要であることが明確となった。これを受けて、卒業判定にも関わる総合模擬試験をこれまでの5回から1回増やし6回とした(資料4(3)-60、資料4(3)-150)。それにより、4年次生の勉学に対する取り組み方が改善された。

〈10〉薬学部

・一部の科目では授業の進度に合わせてオンラインテスト、小テストおよびe-learning

第4章 教育内容・方法・成果

(3) 教育方法

などを導入し、各授業の到達度に至るように工夫している(資料4(3)-165)。

・ポートフォリオを作製し、学生が自身の活動や目標の達成度に気づき、それを記録として残し、蓄積した自分の履歴を振り返り、現状の再確認と自身のこれからの方向性や学習が円滑に行えるようにしており、学生とともにその成長を確認できている(資料4(3)-64)。

②改善すべき事項

〈1〉大学全体

・経済学部・経営学部所属の編入学生に対しては、1年間に履修登録できる単位数が50単位を超えて設定している(資料4(3)-18 p.52、資料4(3)-19 p.45)。

一部の研究科では研究指導の方法および内容の明示が徹底できていない点が上げられる。

・シラバス作成マニュアルでは、主として講義科目の作成方法を記載している。そのため、演習科目・実習科目のシラバス内容の例示ができていない。また大学院科目に限定したシラバス作成マニュアルが整備できておらず、特別研究等の科目の作成は各シラバス作成教員に委ねており、大学として統一した表現とはなっていない(資料4(3)-81)。

・授業改善アンケートの内容は、担当教員に直接フィードバックされる形で、学部・研究科として検証する体制が未だ整えられていない。

・複数クラスを開講している科目においては、成績評価が担当教員に委ねられている場合が多く、評価が均一にできていない。

・大学院FD部会の開催が少なく、大学院担当教員向けのFD活動が活発には行われていない。

〈2〉法学部

・シラバスデータベースシステムが整備されていても、シラバスを読まずに履修登録をしたり、シラバスに基づく予習等を欠く学生もいる。

〈6〉現代社会学部

・ボランティア活動を卒業単位として認定することは、学生に対してインセンティブを与える一方で、自発性を損なわせるという側面もあり、検討が必要である。また学外実習では、多くの学生が団体で動く可能性もあり、社会人としてのマナーや態度教育を早め実施することを検討する必要がある。

・履修説明会の内容が履修システムや登録方法に関する説明が中心になっているので、学習を動機づけるような指導を加える必要がある。また、1年次生は半期で指導教員が交代するので、学生の学習状況に関する情報が蓄積されない点について改善が必要である。

・学生がシラバスを熟読せずに履修科目を決めるケースがある。

〈7〉グローバル・コミュニケーション学部

・本学部は開設間もないが、今後編入学希望者が単位認定を願い出る可能性があり、対応が必要である。

〈8〉総合リハビリテーション学部

・学生に対して過剰な履修は教育の質を担保できなくなる可能性が高いことから、各学科において1年間に履修登録できる単位数の上限を定める必要がある(資料4(3)-57)。

第4章 教育内容・方法・成果

(3) 教育方法

〈10〉薬学部

- ・教員が求める修得内容と学生が授業および自己学習で修得できた内容が乖離している。
- ・授業評価アンケートに関して、学生の負担の軽減と集計結果を早く出す。

〈11〉法学研究科

・修士論文・博士論文執筆のための研究指導が、各学生の実情に応じてきめ細かくわれている反面、完成に向けたスケジュール等の設定は各指導教員に委ねられており、研究科全体としては必ずしも共有されていない部分がある。

〈12〉経済学研究科

・より良い成績評価や単位認定を実現するためのFD研修の機会が十分に確保されていない。

・専攻ごとに行っているFD研修については、一部の教員の参加に留まるなど、現在までのところ十分な成果につながっていない（資料4（3）-155、資料4（3）-156、資料4（3）-157）。

〈15〉栄養学研究科

- ・修士学生に対する授業アンケート等が実施されていない。

〈16〉薬学研究科

・薬学研究科として、教育内容・方法について独自のFD活動は組織的には行っていない。

〈17〉食品薬品総合科学研究科

- ・博士課程の学生に対する授業アンケート等が実施されていない。

3. 将来に向けた発展方策

①効果が上がっている事項

〈1〉大学全体

- ・専任教員だけでなく、非常勤教員に対しても、ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー等大学のポリシーをより意識して作成するように作成依頼する。
- ・共通教育センターでは、より良い授業を実施するために、授業担当教員に対して、優れた授業を実践された場合に表彰する等、授業の質的向上を図る取り組みをする。

〈5〉人文学部

- ・人文学部の地域連携研究の取り組みの検証においては、授業を経験した学生自身による報告を交え、学生による主体的な教育的側面をさらに考慮するように留意する。
- ・引き続き、各領域代表および教務委員を中心としたシラバスチェック体制を進める。
- ・シラバス整備に満足する学生の比率が上昇するように、各学科会および教育・研究委員会などで教員相互的にシラバスチェック体制を確立する。

〈6〉現代社会学部

- ・休学や留年でゼミに登録していない学生についても、指導教員が定期的に連絡を取り、生活状況・学習状況などを確認し、指導を行う。
- ・教育実践に関する論文や報告書を作成する科目もある（資料4（3）-164）。それらを参考に他の科目にも改善実践を普及させていく。

第4章 教育内容・方法・成果

(3) 教育方法

〈8〉総合リハビリテーション学部

・ゼミ学生やクラス担当学生であっても、長期に授業を欠席する学生に対しては、学習指導や生活指導をさらに徹底することとする。

〈9〉栄養学部

・学外等で栄養分野の活動を行った学生を卒業式で表彰している。このことを下級年次の学生に周知させる。卒業研究を活発にするためには、教員の研究に対する意識を高揚させるとともに、学生への啓発活動を充実させることにより大学教育の総まとめとしての卒業研究の重要性を認識させる。

〈10〉薬学部

・一方通行になりがちな授業の形態に加えて、学習効果をあげるためオンラインテスト、小テストおよび e-learning などの教育方法を取り入れる。

・1年次生に導入済みのポートフォリオによる学習指導は、非常に有効な教授方法である。上級学年へのポートフォリオ導入について、どのように実施することで効果があるか、調査、計画が進行している。

②改善すべき事項

〈1〉大学全体

・経済学部・経営学部所属の編入学生に対して、1年間に履修登録できる単位数の上限を50単位未満に設定するのか、単位の実質化を図る相応の措置をとるのか、方向性を含めて検討を行い、単位の実質化を図る。

・研究科において、研究指導の方法及び内容が明示されていないものについては、現時点では指導教員が個々の学生に合わせて指導を行っている。今後、研究指導の方法および、内容の視覚化を図るため、大学院履修要項の内容を充実させる。

・演習科目・実習科目等の講義科目以外のシラバス作成方法や大学院科目の作成方法についてシラバス作成マニュアルの作成を教育開発センターが行う。

・授業改善アンケートを組織的に分析することで、教員のファカルティ・ディベロップメント（FD）に繋げる。

・複数クラスを開講している科目においては、評価割合を設定する等、いずれのクラスを履修していても学生の評価を均一になるようにする。

・大学院FD部会の開催を増やし、大学院担当教員向けのFD活動を推進する。

〈2〉法学部

・履修登録にあたってはシラバスを読むべきこと、シラバスに基づく予習が講義内容のよりよい理解のために必要であることを、履修ガイダンス及び講義開始時に学生に対して指示する。

〈6〉現代社会学部

・ボランティア・インターンシップの事前研修の際に、ワークショップ型研修を積極的に取り入れ、ボランティア活動の意義の共有を促進する。また、事前に活動に関する書籍を読みレポートを執筆することで、興味関心を高めさせる。マナーに関しては、マナー講座担当講師と協議の上、内容を充実させる。

・履修説明会で教務委員が工夫して学習を動機づけるような履修説明を行う。1年次は

第4章 教育内容・方法・成果

(3) 教育方法

前期の指導教員から後期の指導教員に伝達事項があれば、ウェブ・システム（マナバ）に登録し伝達する。

・履修説明会で、学生にシラバスの意義と有用性を説明し、シラバスを熟読してから履修科目を決めるように指導する。また、各初回講義では、シラバス内容を再確認し、授業の目標、内容、進め方などを簡潔に説明することで学生の理解を促進する。

〈7〉グローバル・コミュニケーション学部

・編入学応募者に対応し、大学全体での基準を参考にしつつ、2017年度中に単位認定基準を策定する。

〈8〉総合リハビリテーション学部

・各学科において、1年間に履修登録できる単位数の上限を定める（資料4（3）-57）。

〈10〉薬学部

・教員が求める修得内容と学生が授業および自己学習で修得できた内容の乖離を解消するために、教育改善委員会が中心となって検討し、オンラインテスト、小テストおよびe-learningなどを導入する。

・授業改善アンケートに関して、学生の負担の軽減と集計結果を早く出すために、アンケートをWEB形式にする。

〈11〉法学研究科

・修士論文執筆に向けたスケジュールの設定につき研究科委員会において検討し、設定に努める。

〈12〉経済学研究科

・より良い成績評価や単位認定が出来るようにFD研修の機会を確保するとともに、適正な評価方法についての研修機会を確保する。

・FD研修については、効果的・効率的な教育につながるような外部の専門家の招へいや先進的な取り組みを行っている大学の担当者による研修機会を確保する。

〈15〉栄養学研究科

・修士学生に対する授業アンケートを年に2回実施し、アンケート結果を栄養学研究科委員会で検討し、学生の声を研究科全体として把握して、教育内容・方法等の改善につなげていく。

〈16〉薬学研究科

・薬学研究科委員会において早急に研究科主体とするFD活動実施を検討する。

〈17〉食品薬品総合科学研究科

・博士課程の学生に対する授業アンケートを食品薬品総合科学研究科委員会にて作成し、年1回実施して、学生の声を研究科全体として把握することで、教育内容・方法等の改善につなげていく体制を築く。

4. 根拠資料

資料4（3）-1 神戸学院大学学則（既出 資料1-2）

資料4（3）-2 2016年度学年暦

資料4（3）-3 教務委員会議事録（2015年9月15日）

資料4（3）-4 神戸学院大学大学院学則（既出 資料1-3）

第4章 教育内容・方法・成果

(3) 教育方法

- 資料4 (3) -5 2016年度時間割表
- 資料4 (3) -6 履修の手引 2016 総合リハビリテーション学部 (既出 資料1-28)
- 資料4 (3) -7 大学院履修要項 2016年度 (既出 資料1-52)
- 資料4 (3) -8 本学ホームページ 情報の公表 (既出 資料1-20)
<http://www.kobegakuin.ac.jp/information/public/>
- 資料4 (3) -9 神戸学院大学教務委員会規程
- 資料4 (3) -10 2016年度前期休講・補講および補充講義状況について
- 資料4 (3) -11 履修の手引 2016 学際教育機構 (既出 資料4 (2) -67)
- 資料4 (3) -12 神戸学院カレッジ生募集
- 資料4 (3) -13 神戸学院大学教育開発センター規則 (既出 資料2-7)
- 資料4 (3) -14 神戸学院大学 共通教育センター 共通教育はやわかり 2016 (既出 資料4 (1) -5)
<http://www.kobegakuin.ac.jp/facility/edu/pdf/hayawakari2016.pdf>
- 資料4 (3) -15 KOBE GAKUIN UNIVERSITY 2016 GUIDE BOOK (既出 資料1-42)
- 資料4 (3) -16 KOBE GAKUIN UNIVERSITY 総合案内 2016 (既出 資料1-21)
<https://bookshelf.wisebook4.jp/html/kguebook/9436/#1>
- 資料4 (3) -17 神戸学院大学学科目履修規則 (既出 資料4 (1) -6)
- 資料4 (3) -18 履修の手引 2016 経済学部 (既出 資料1-23)
- 資料4 (3) -19 履修の手引 2016 経営学部 (既出 資料1-24)
- 資料4 (3) -20 CAMPUS Vol.181 (2016/4/1)
http://www.kobegakuin.ac.jp/support/student_life/campuslife/pdf/campus_181.pdf
- 資料4 (3) -21 本学ホームページ お知らせ(活動報告・イベント案内) [2016年度]
http://www.kobegakuin.ac.jp/facility/fdc/peer/peer_2016.html
- 資料4 (3) -22 本学ホームページ 年間行事予定表
<http://www.kobegakuin.ac.jp/information/event.html>
- 資料4 (3) -23 オフィスアワーについて
- 資料4 (3) -24 2016年度法学部担当科目一覧 (既出 資料3-96)
- 資料4 (3) -25 おもしろガクモン学
- 資料4 (3) -26 2016年度アンケート集計 臨時講師
- 資料4 (3) -27 2016年度アンケート集計 バスチャーター
- 資料4 (3) -28 2016年度アンケート集計 学生厚生費の補助を受けるゼミ研修
- 資料4 (3) -29 2016年度開講予定ゼミナール
- 資料4 (3) -30 法律討論会とは
- 資料4 (3) -31 履修の手引 2016 法学部 (既出 資料1-22)
- 資料4 (3) -32 2016年度 成績不振者基準
- 資料4 (3) -33 2016年度履修相談
- 資料4 (3) -34 経済学は生き抜く智剣 神戸学院大学経済学会
- 資料4 (3) -35 学部間協定を結んでいるモスクワ大の心理学部長らがポーアイキャンパスを訪れました

第4章 教育内容・方法・成果

(3) 教育方法

- 資料4 (3) -36 中国総領事館の李領事が経済学部ゼミで講演しました
- 資料4 (3) -37 岡部ゼミ生が兵庫県立大合同チームとディベート交流会を開催しました
- 資料4 (3) -38 「第2回日露アニメ・オタク文化学生サミット」を開きました (既出資料4 (2) -71)
- 資料4 (3) -39 井上ゼミチームが「課題解決ラボ」でプレゼンを行いました (既出資料4 (2) -72)
- 資料4 (3) -40 「KOBE “にさんがろく” PROJECT」で本学の2チームが準グランプリを獲得しました (既出資料4 (2) -73)
- 資料4 (3) -41 学習シート
- 資料4 (3) -42 経営学部 基礎演習Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ紹介 (1年次後期) (2年次前期・後期) (既出資料4 (2) -74)
- 資料4 (3) -43 経営学部・3年次 演習ⅠA (前期) 演習ⅠB (後期) 紹介 (既出資料4 (2) -76)
- 資料4 (3) -44 シリーズ「学生の課外活動や企業とのコラボによる教育」
- 資料4 (3) -45 人文学部教授会資料 (2016年4月13日)
- 資料4 (3) -46 履修の手引 2016 人文学部 (既出資料1-25)
- 資料4 (3) -47 心理学マニュアル 2016
- 資料4 (3) -48 2016年度 定例教授会／研究科委員会・判定教授会開催予定日一覧 (既出資料4 (2) -77)
- 資料4 (3) -49 神戸学院大学現代社会学部設置の趣旨等を記載した書類 (既出資料1-14)
http://www.kobegakuin.ac.jp/information/outline/documents/social/pdf/setti_03.pdf
- 資料4 (3) -50 本学ホームページ シラバス検索システム(学部・大学院) (既出資料3-113)
<https://infp.j.kobegakuin.ac.jp/portal/faces/login/Com00501B.jspx>
- 資料4 (3) -51 2016年度 現代社会学部 専門基礎科目 (共通実習分野) ボランティア・インターンシップⅠ 【概要資料】
- 資料4 (3) -52 2016年度 現代社会学部 専門基礎科目 (共通実習分野) インターンシップ 【概要資料】
- 資料4 (3) -53 履修の手引 2016 現代社会学部 (既出資料1-26)
- 資料4 (3) -54 現代社会学部オリジナルホームページ 社会防災学科
<http://www.kobegakuin-css.jp/bosai-top>
- 資料4 (3) -55 履修の手引 2016 グローバル・コミュニケーション学部 (既出資料1-27)
- 資料4 (3) -56 社会リハビリテーション学科のゼミ分担表の例
- 資料4 (3) -57 CAP制 導入案 (総合リハビリテーション学部)
- 資料4 (3) -58 成績不振者面接記録 (2016年3月28日)
- 資料4 (3) -59 履修の手引 2016 栄養学部 (既出資料1-29)

第4章 教育内容・方法・成果

(3) 教育方法

- 資料4 (3) -60 2016年度 総合模擬試験の予定
- 資料4 (3) -61 栄養学部 オフィスアワー 対応時間一覧
- 資料4 (3) -62 シラバス2016 (既出 資料1-47)
- 資料4 (3) -63 薬学部実習書
- 資料4 (3) -64 ポートフォリオ 2015年度 (既出 資料4 (2) -93)
- 資料4 (3) -65 神戸学院大学大学院法学研究科規則 (既出 資料1-4)
- 資料4 (3) -66 神戸学院大学学位規則法学研究科規程
- 資料4 (3) -67 神戸学院大学大学院経済学研究科規則 (既出 資料1-5)
- 資料4 (3) -68 本学ホームページ 神戸学院大学 地域研究センター (既出 資料4 (2) -79)
<http://www.kobegakuin.ac.jp/~card/chiiki/>
- 資料4 (3) -69 「子育てサロン まなびー」が10月1日からスタートしました (既出 資料4 (2) -80)
- 資料4 (3) -70 人間文化学研究科心理学専攻オリジナルホームページ 心理臨床カウンセリングセンター (既出 資料4 (2) -101)
<http://www.human.kobegakuin.ac.jp/~psycho-g/kokoro>
- 資料4 (3) -71 2016年度修士論文中間報告会のお知らせ (既出 資料4 (2) -98)
- 資料4 (3) -72 分野ごとの履修モデル (既出 資料4 (2) -60)
- 資料4 (3) -73 2015年度 総合リハビリテーション学研究科 修士・博士論文発表題目
- 資料4 (3) -74 学習指導体制 修士課程・博士後期課程
- 資料4 (3) -75 2016年度 栄養学研究科(修士) シラバス
- 資料4 (3) -76 栄養学研究科委員会議事報告書(2016年4月13日)
- 資料4 (3) -77 研究指導計画書
- 資料4 (3) -78 栄養学研究科修士論文の手順について(2016年度)
- 資料4 (3) -79 2016年度 食品薬品総合科学研究科 シラバス
http://www.kobegakuin.ac.jp/information/public/pdf/food_medicine_syllabus2016.pdf
- 資料4 (3) -80 2016年度 神戸学院大学大学院食品薬品総合科学研究科 論文博士審査手順フロー・チャート
- 資料4 (3) -81 シラバス作成マニュアル 2016年度版
- 資料4 (3) -82 2016年度シラバスの第三者チェックについて(お願い)
- 資料4 (3) -83 神戸学院大学共通教育センター規則 (既出 資料2-6)
- 資料4 (3) -84 シラバスチェック結果
- 資料4 (3) -85 2015年度後期授業改善アンケート集計結果報告書
<http://www.kobegakuin.ac.jp/facility/fdc/enquete/pdf/2016-0531-0952.pdf>
- 資料4 (3) -86 シラバス作成および第三者チェック方法(案)について
- 資料4 (3) -87 教務委員からの指摘箇所(赤字)があったシラバス
- 資料4 (3) -88 本学ホームページ 授業改善アンケート (既出 資料3-159)
<http://www.kobegakuin.ac.jp/facility/fdc/enquete/>

第4章 教育内容・方法・成果

(3) 教育方法

- 資料4 (3) -89 現代社会学部教授会議事録 (2016年1月20日)
- 資料4 (3) -90 G C学部 2016年度シラバスチェックシート
- 資料4 (3) -91 法学研究科委員会議事録 (2016年2月23日)
- 資料4 (3) -92 経済学研究科委員会議事録 (2015年12月16日・2015年12月18日)
- 資料4 (3) -93 人間文化学研究科委員会資料2 (2016年10月5日)
- 資料4 (3) -94 人間文化学研究科委員会議事録 (2015年10月21日)
- 資料4 (3) -95 総合リハビリテーション学研究科 授業等実施記録 (2016年度 後期)
- 資料4 (3) -96 G P A制度導入について
- 資料4 (3) -97 2017年度 編・転入学試験要項
<http://www.kobegakuin.ac.jp/admission/01information/info/admissions/pdf/2017henten.pdf>
- 資料4 (3) -98 神戸学院大学学部留学規程
- 資料4 (3) -99 S評価 (90点以上) について: 申し合わせの変更
- 資料4 (3) -100 オムニバス必修科目に関する成績評価の平準化について 再案
- 資料4 (3) -101 現代社会学部教授会議事録 (2016年6月22日) (既出 資料4 (1) -76)
- 資料4 (3) -102 履修の手引 2016 薬学部 (既出 資料1-30)
- 資料4 (3) -103 2011~2015年度 定期試験結果のまとめと比較
- 資料4 (3) -104 2015年度成績不振者対策実施案
- 資料4 (3) -105 シラバス作成について (ご依頼)
- 資料4 (3) -106 シラバス作成マニュアル 2015年度版
- 資料4 (3) -107 薬学研究科委員会鑑・議事録 (2016年度) (既出 資料3-118)
- 資料4 (3) -108 神戸学院大学大学院薬学研究科規則 (既出 資料1-9)
- 資料4 (3) -109 F D講演会・セミナー実施一覧
- 資料4 (3) -110 2014年度F Dワークショップ鑑・資料 (2014年9月19日)
- 資料4 (3) -111 2015年度F Dワークショップ鑑・資料 (2015年9月14日)
- 資料4 (3) -112 2016年度F Dワークショップ鑑・資料 (2016年9月16日)
- 資料4 (3) -113 F D活動 (出張) 報告書 (2015年度) (既出 資料3-129)
- 資料4 (3) -114 授業改善アンケート集計結果・閲覧方法
- 資料4 (3) -115 本学ホームページ 卒業生アンケートの集計結果について
http://www.kobegakuin.ac.jp/facility/fdc/alumni_questionnaire/
- 資料4 (3) -116 F D活動 (出張) 報告書 (2015年12月15日)
- 資料4 (3) -117 2016年度 神戸学院大学 奨励生願書 (法学部)
- 資料4 (3) -118 2015年度 神戸学院大学法学部 学部長賞・学部賞 申請書
- 資料4 (3) -119 2016年度法学部学内委員・学部内役割分担 (案) (2016年4月12日) 学
部内委員 (既出 資料1-61)
- 資料4 (3) -120 法学部教育プロジェクト 2年次以降ワーキング 特定主題学修 (成
果) 認定制度について
- 資料4 (3) -121 神戸学院大学法学部教授会規則 (既出 資料1-62)
- 資料4 (3) -122 経済学部教授会議事録 (2014年5月16日)

第4章 教育内容・方法・成果

(3) 教育方法

- 資料4 (3) -123 FDセミナー (2016. 7. 15) (既出 資料3-143)
- 資料4 (3) -124 2016年度各種委員案 (経済学部) (既出 資料3-43)
- 資料4 (3) -125 神戸学院大学経済学部教授会規則 (既出 資料3-44)
- 資料4 (3) -126 2016年度FDワークショップ要旨 (2016年9月16日)
- 資料4 (3) -127 FD活動 (出張) 報告書 (経営学部)
- 資料4 (3) -128 2016年度 経営学部 FDセミナー
- 資料4 (3) -129 自己点検・評価マネジメントシステム (中期行動計画) (非公開) (既出 資料1-67)
- 資料4 (3) -130 人文学部教授会議事録 (2015年5月20日)
- 資料4 (3) -131 2009年度 人文学部 学内委員及び部内委員 (既出 資料3-55)
- 資料4 (3) -132 人文学部教授会議事録 (2016年7月13日)
- 資料4 (3) -133 2016年度現代社会学部学内委員及び部内委員 (既出 資料3-58)
- 資料4 (3) -134 現代社会学科学科会議議事録 (2016年6月22日)
- 資料4 (3) -135 社会防災学科学科会議議事録 (2016年5月11日)
- 資料4 (3) -136 FD活動 (出張) 報告書 (2016年2月12日)
- 資料4 (3) -137 FD活動 (出張) 報告書 (2016年6月29日)
- 資料4 (3) -138 現代社会学科カリキュラムマップ草案 (既出 資料4 (2) -45)
- 資料4 (3) -139 社会防災学科学科カリキュラムマップ草案 (既出 資料4 (2) -46)
- 資料4 (3) -140 FD活動 (出張) 報告書 (2015年1月13日)
- 資料4 (3) -141 FD活動 (出張) 報告書 (2016年7月15日)
- 資料4 (3) -142 2016年度 グローバル・コミュニケーション学部 FDセミナー 中国留学をどう企画するか ―文教大学の経験と展望
- 資料4 (3) -143 ポーアイ4大学合同FD講演会 ～外国語による教授法の理論と実践～
- 資料4 (3) -144 2016年度 学部等主催FD活動実施予定表
- 資料4 (3) -145 FD活動 (出張) 報告書 (2016年10月5日・2016年10月24日)
- 資料4 (3) -146 2016年度総合リハビリテーション学部委員一覧表 (既出 資料3-66)
- 資料4 (3) -147 2016年度版 神戸学院大学データ集 (既出 資料3-95)
- http://www.kobegakuin.ac.jp/information/outline/pdf/daigaku_data_2016.pdf
- 資料4 (3) -148 FD活動 (出張) 報告書 (2016年7月13日)
- 資料4 (3) -149 栄養学部各種委員一覧表 (学部内委員) (既出 資料4 (1) -81)
- 資料4 (3) -150 栄養学部教授会資料 (2016年11月30日)
- 資料4 (3) -151 2015年度 学部等主催FD活動実施 (既出 資料3-169)
- 資料4 (3) -152 FD活動 (出張) 報告書 (2014年10月21日)
- 資料4 (3) -153 FD活動 (出張) 報告書 (2015年11月13日)
- 資料4 (3) -154 FD活動 (出張) 報告書 (2016年10月18日)
- 資料4 (3) -155 経済学研究科FD委員会議事録 (2015年5月13日)
- 資料4 (3) -156 経済学研究科経済学専攻FD研修会開催案内 (2016年7月5日)
- 資料4 (3) -157 経済学研究科経営学専攻FD研修会開催案内 (2016年9月10日)

第4章 教育内容・方法・成果

(3) 教育方法

- 資料4 (3) -158 人間文化学研究科委員会資料1 (2016年10月5日)
- 資料4 (3) -159 栄養学研究科学術講演会開催リスト
- 資料4 (3) -160 学部等主催FD活動実施報告書総括 (既出 資料3-180)
- 資料4 (3) -161 2016年度成績不振者対応
- 資料4 (3) -162 2016年度 現代社会学部「自己分析シート」の作成について
- 資料4 (3) -163 2016年度 現代社会学部 自己分析シート
- 資料4 (3) -164 現代社会研究 第2号 2016年 (既出 資料4 (2) -108)
- 資料4 (3) -165 dotCampus